

精神障がい者 福祉制度利用のしおり



山 形 市

[令和4年12月版]

精神障がい者保健福祉手帳の等級別該当制度一覧

・この表は、各制度がどのような障がい程度の方を対象としているかの目安を示したものです。

・制度によっては様々な制限等がありますので本文と合わせてご利用ください。

・この表で使用している略号は次のとおりです。

●：該当 □：障がいの種類や等級に関わりなく各制度の条件により該当

★：手続きによってはマイナンバーがわかる書類(個人番号カード、通知カード等)が必要となります。併せて身元を確認できる物(個人番号カード、運転免許証、障がい者手帳等)をお持ちください。

		手帳の等級			摘 要	頁	
		1級	2級	3級			
障がい者手帳	精神障がい者保健福祉手帳 ★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		4	
	医療	自立支援医療(精神通院医療) ★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5
		重度心身障がい(児)者医療	●				6
		親子健やか医療給付制度	●				6
		後期高齢者医療制度	●	●			7
高額療養費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		7		
日常生活・社会参加	日常生活用具の給付 ★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		8	
	市営・県営住宅の優遇措置	●	●	●		9	
	生活福祉資金の貸付	●	●	●	審査により非該当となる場合があります	9	
	山形市避難行動要支援制度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		10	
	ヘルプマーク・ヘルプカード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		11	
	介護マーク	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		11	
	雪かき支援の相談・雪下ろし等の補助事業	●				12	
	緊急を要するハチの巣の駆除	●				13	
	ごみ出し支援事業	●	●	●		14	
	ごみ袋支給事業	●				14	
	山形市特別支援学校等通学支援事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		15	
	タクシー運賃・自家用自動車給油料金の助成	●	●	●		16	
	バス運賃の割引	●	●	●		17	
	国内航空運賃の割引	●	●	●		17	
	駐車禁止除外指定車標章	<input type="checkbox"/>				18	
	ふれあいのバスの運行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		18	
	福祉有償運送	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		18	
	携帯電話基本使用料等の割引	●	●	●		19	
	電話番号案内サービス(ふれあい案内)	●	●	●		19	
	福祉サービス利用援助事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		19	
成年後見制度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		20		
税の控除や減免	所得税・住民税の控除	●	●	●		21	
	贈与税の非課税	●				21	
	相続税の軽減	●	●	●		21	
	自動車税種別割等の減免	<input type="checkbox"/>				22	
	日本放送協会(NHK)放送受信料の免除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		24	
	市営駐車場・駐輪場料金の免除	●	●			24	
	市有施設使用料の免除	●	●	●		25	
	その他の施設使用料の免除	●	●	●		25	
	福祉定期預金制度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		25	
年金・手当	障がい基礎年金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		26	
	特別障がい者手当 ★	<input type="checkbox"/>				27	
	障がい児福祉手当 ★	<input type="checkbox"/>				27	
	特別児童扶養手当 ★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			28	
	山形市重度心身障がい者福祉手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		28	
	山形市重度心身障がい児福祉手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		28	
	児童扶養手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		29	
	山形市健やか教育手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		29	
	傷病手当金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健康保険加入者のみ	30	
	山形市重度障がい者介護者激励金	<input type="checkbox"/>				30	
	心身障がい者扶養共済	●	●	●	65歳未満の加入者が対象	31	
	生活保護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障がい者加算は1～2級のみ	31	
自立支援給付制度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		32		
地域生活支援事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障がい福祉サービスの利用 ★	39		

『個人番号(マイナンバー)制度』

がスタートしました

平成28年1月より、個人番号(マイナンバー)制度が導入されたことに伴い、下記の2点についてご協力をお願いいたします。

①本人確認について

障がい福祉課(28番窓口)における全ての手続きで本人(代理人)の本人確認を行ないますので、下記書類をご持参ください。(写しでも確認可能です。)

○証明書1つで確認できる場合

- ・官公署発行の顔写真つきのもの

例 個人番号カード、パスポート、運転免許証、障がい者手帳 等

○証明書が2つ必要な場合

- ・氏名、住所又は生年月日が確認できる顔写真なしのもの

例 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

②個人番号(マイナンバー)の確認について

障がい福祉課(28番窓口)における手続きの中で、裏面の制度については、申請書等に個人番号(マイナンバー)をご記入いただき、確認を行ないます。

下記のいずれかの書類をご持参ください。

申請者本人の

- ・個人番号カード又は写し
- ・個人番号通知カード又は写し
- ・個人番号が記載された住民票等又は写し

～なりすまし等を防止するため、ご協力をお願いいたします。～

裏面もご覧ください

〈お問い合わせ先〉

山形市障がい福祉課

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212

(内線 549・550・580・589・590・621)

FAX 023-632-7091

【個人番号(マイナンバー)の提示が必要な手続き一覧】

	手続き名	しおり該当ページ
1	精神障がい者保健福祉手帳	P.4
2	自立支援医療(精神通院医療)	P.5
3	日常生活用具の給付	P.8
4	特別障がい者手当	P.27
5	障がい児福祉手当	P.27
6	特別児童扶養手当	P.28
7	自立支援給付(介護給付、訓練等給付等)	P.32
8	移動支援事業	P.39
9	訪問入浴サービス事業	P.40
10	生活訓練等事業	P.40
11	日中短期入所事業	P.40
12	タイムケア事業	P.40
13	障がい児通所給付(児童発達支援、放課後等デイサービス等)	P.42

【代理人申請の場合の留意点】

申請する方以外の方が、代理で窓口に来られる場合は、申請する方の受給者証、健康保険証など、官公署等から発行された書類を1点お持ちください。お持ちでない場合は、原則として、下記のとおり戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)や委任状等が必要となります。

	申請に来られた方	必要なもの
法定	申請者が未成年(18歳未満)の、 <u>未成年後見人</u>	戸籍謄本
	申請者が成年被後見人の、 <u>成年後見人</u>	審判書の写し等
任意	申請者が成年(18歳以上)で、 <u>申請者のご家族、知人等</u>	※委任状

※委任状の様式は任意ですが、障がい福祉課窓口に参加様式がありますので、必要の際はお声がけください。

はじめに

このしおりは、山形市にお住まいの精神障がい者の方や家族の方が利用できる各種制度の概要や相談等の窓口を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくため作成しました。
各制度内容、法律名等は随時変更になっている可能性があるため、詳細については各窓口にお確かめください。
なお、本文中、法律等に基づく用語についても「障がい」と表記しています。

目次

1 相談等の窓口	
(1)行政等相談窓口	1
2 精神障がい者保健福祉手帳	
(1)精神障がい者保健福祉手帳	4
3 医療	
(1)自立支援医療(精神通院医療)	5
(2)重度心身障がい(児)者医療給付制度	6
(3)親子すこやか医療給付制度	6
(4)後期高齢者医療制度	7
(5)高額療養費	7
(6)医療相談	7
4 日常生活・社会参加	
(1)障がい児・者日常生活用具の給付	8
(2)市営・県営住宅の優遇措置	9
(3)生活福祉資金の貸付	9
(4)山形市避難行動支援制度	10
(5)ヘルプマーク・ヘルプカード	11
(6)介護マーク	11
(7)雪かき支援の相談	12
(8)雪下ろし等の補助事業	12
(9)緊急を要するハチの巣(スズメバチ)の駆除	13
(10)ごみ出し支援事業	14
(11)ごみ袋支給事業	14
(12)山形市特別支援学校等通学支援事業	15
5 社会生活	
(1)タクシー運賃・自家用自動車給油料金の助成	16
(2)交通料金の割引	
(ア)バス運賃の割引等	17
(イ)国内航空運賃の割引	17
(3)駐車禁止除外指定車標章	18
(4)ふれあいバスの運行	18
(5)福祉有償運送	18
(6)携帯電話基本使用料等の割引	19
(7)NTT電話番号案内サービス(ふれあい案内)	19
(8)福祉サービス利用援助事業	19
(9)成年後見制度	20
6 税の控除や減免	
(1)所得税・住民税の控除	21
(2)障がい者が受けられる特例	21
(3)自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免	22
(4)日本放送協会(NHK)放送受信料の免除	24
(5)市営駐車場・駐輪場料金の免除	24
(6)市有施設使用料の免除	25
(7)その他の施設使用料の免除	25
(8)福祉定期預金制度	25

7 年金・手当	
(1)障がい年金	26
(2)特別障がい者手当	27
(3)障がい児福祉手当	27
(4)特別児童扶養手当	28
(5)山形市重度心身障がい者福祉手当	28
(6)山形市重度心身障がい児福祉手当	28
(7)児童扶養手当	29
(8)山形市健やか教育手当	29
(9)傷病手当金	30
(10)山形市重度障がい者介護者激励金	30
(11)心身障がい者扶養共済	31
(12)生活保護	31
8 自立支援給付制度	
(1)自立支援給付制度とは	32
(2)自立支援給付の体系	32
(3)計画相談支援	33
(4)支給決定までの流れ	34
(5)利用者負担の仕組み	37
(6)留意事項	38
9 地域生活支援事業	
(1)地域生活支援事業とは	39
(2)地域生活支援事業の内容	39
10 児童に係る通所・入所支援給付制度	
(1)児童に係る通所・入所支援給付制度とは	42
(2)給付の対象となる障がい児とは	42
(3)児童に係る通所・入所給付制度の体系	42
(4)サービス利用までの流れ(障がい児通所給付)	43
(5)利用者負担の仕組み	44
(6)留意事項	44
11 その他	
(1)家族連合会・地域家族会・病院家族会	45
(2)精神障がい者等の福祉団体・自助グループ	45
12 参考資料	
(1)特別障がい者手当の対象基準	46
(2)障がい児福祉手当の対象基準	48
(3)特別児童扶養手当の対象基準	49
(4)特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当の所得制限の限度額表	51
(5)市有施設使用料等減免施設一覧	52
(6)自立支援給付に係るサービス事業所一覧	56
(7)障がい児通所支援給付に係るサービス事業所	62
(8)相談支援事業所一覧	65
(9)地域生活支援事業登録・指定事業所一覧	66

1 相談等の窓口

(1) 行政等相談窓口

相談窓口	連絡先	相談内容等
山形市福祉事務所	山形市旅籠町2-3-25 TEL:641-1212(代表) FAX:632-7091(障がい福祉課) テレビ電話:023-665-5425	各種相談、援護、各種制度の申請等の窓口になっております。市内6か所の委託相談支援事業所にも障がいに関する相談事務等を委託しています(次ページ参照)。
	相談内容	担当課
	障がい者福祉制度	障がい福祉課
	高齢者福祉制度	長寿支援課
	介護保険制度	介護保険課
	児童福祉制度 (保育所、児童手当、放課後児童クラブ等)	子ども未来課
		保育育成課
子ども家庭支援課		
生活保護	生活福祉課	
山形市保健所	山形市城南町1-1-1 (霞城セントラル 4階) TEL:616-7275 FAX:616-7276 精神保健・感染症対策室 精神保健係	心の健康相談、精神保健全般に関する相談、ひきこもり相談を行っています。精神科医師による面接相談(月1回)、ひきこもり相談(月1回)は、予約制で行っています。また医療継続・受診等に関する相談や訪問指導、自殺対策に関する業務等を行っています。
山形県精神保健福祉センター	山形市小白川町2-3-30 TEL:624-1217 FAX:624-1656 心の健康相談専用ダイヤル TEL:631-7060 ひきこもり相談支援窓口 自立支援センター“巣立ち” ひきこもり相談:月・火・木・金 9:00~12:00(来所相談は予約制) TEL:631-7141	心の健康相談、精神保健全般に関する相談、思春期精神保健、酒害・薬物関連問題、社会復帰・福祉に関する面接相談(予約制)を精神科医師・保健師・心理判定員・精神保健福祉士等が応じている他、心の健康相談ダイヤルを設置、ひきこもり相談支援窓口もあります。また、「デイケア(思春期グループ活動)」や「アルコール家族ミーティング」等の事業も行っていきます。
山形県発達障がい者支援センター	上山市河崎3-7-1 山形県立子ども医療療育センター内 TEL:673-3314 FAX:673-3360	発達障がい(広汎性発達障がい、注意欠陥/多動性障がい、学習障がい)についての相談を行っています。
山形県高次脳機能障がい者支援センター	山形市行才126-2 (国立病院機構山形病院内) TEL:681-3394 FAX:681-3134	脳卒中や交通事故などにより、脳が損傷し、言葉や記憶、行為などに障がいが生じる高次脳機能障がいに関する相談を行っています。
山形公共職業安定所 (ハローワークやまがた)	山形市桜町2-6-13 TEL:684-1521 FAX:686-2448	障がい者の職業相談・職業紹介の専門窓口を設置しています。また、雇用保険の給付や職業訓練のあっせん等も行っていきます。
山形障害者職業センター	山形市小白川町2-3-68 TEL:624-2102 FAX:624-2179	ハローワークとの密接な連携の下に、障がい者に対し就職に向けた相談や職業評価、職場適応・復職のための相談などを行っています。
村山障害者就業・生活支援センター (ワークライフサポート ふうれ)	山形市桜田南1-19 TEL:615-8152 FAX:665-1415	障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する助言、就職活動支援、職業準備訓練、職場実習の調整等、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携をとり、本人と家族への支援を行っています。
山形市男女共同参画センター	電話相談専用ダイヤル TEL:645-8077	一般相談、法律相談、女性の思春期から更年期までの相談。 相談受付時間:8:30~17:15(年末年始・祝日を除く)

相談窓口	連絡先	相談内容等	
山形市委託相談支援事業所(相談支援センター)	山形コロニー 相談支援センター	山形市桜田南1-19 TEL:641-2626 FAX:666-8853	山形市から委託を受けた、障がいに関する相談窓口です。 障がいに関する様々な相談に対し、専門的職員が必要な情報を提供するとともに、 ・行政や事業所などの機関との連絡調整 ・福祉サービス利用申請手続きの受付 ・福祉タクシー券の交付 ・障がい者の人権擁護(虐待・差別等)に関する相談受付等を行います。 障がいの種別を問わず、各種相談は無料で利用できますので、お気軽にご利用ください。
	向陽園地域生活支援センター 心音	山形市江俣1-9-26 TEL:679-3244 FAX:679-3744	
	地域活動支援センター おーる	山形市城南町2-4-25 TEL:647-4266 FAX:647-4268	
	山形市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター	山形市城西町2-2-22 TEL:646-5660 FAX:645-9073	
	指定相談支援事業所 まんさく	山形市蔵王半郷1366-2 TEL:688-3531 FAX:688-3532	
	ゆあーず	山形市宮町1-3-36 TEL:666-8381 FAX:666-8385	
日本年金機構 山形年金事務所	山形市あかねヶ丘1-10-1 TEL:645-5111 FAX:645-5117	全国健康保険協会(旧 政府管掌健康保険)、厚生年金等の相談、申請等の窓口となっています。	
障がい者110番(障がい者なんでも相談室)	山形市大字大森385(山形県身体障害者福祉協会内) TEL・FAX:687-5333	障がいのある方や、そのご家族または関係者の方からの日常生活での心配ごとや悩み相談を行っています。 月～金 8:30～17:00(年末年始・祝日を除く。)	
山形労働基準監督署	山形市緑町1-5-48 TEL:608-5257 FAX:624-8220	仕事や通勤が原因で負傷した方に対して、治療費の補償 ^(※1) 、休業補償 ^(※2) 、後遺症の補償、現場復帰の援助等を行っています。(※1、※2 は治癒(症状固定)前のものが対象)	
山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川町2-3-31 TEL:626-1755 FAX:626-1770	福祉サービス利用のことで、事業者と直接話しをしたくないときや事業者との話し合いでは解決できなかったときの相談を行っています。	
山形県中央児童相談所・山形県女性相談センター	電話相談専用ダイヤル TEL:642-2340	子ども女性電話相談	
山形県警察本部 電話相談専用ダイヤル	TEL:642-9110	警察安全相談	
	TEL:642-1777	ヤングテレホンコーナー	
	TEL:615-7130	女性の性犯罪被害等の相談	
	TEL:635-1074	覚せい剤相談	
山形産業保健総合支援センター	TEL:624-5188	働く人のこころの健康相談	
山形県男女共同参画センター	電話相談専用ダイヤル TEL:629-8007	相談日は月～木・土:9時～17時、金・日・祝日:13時～17時。面談は要予約。	
社会福祉法人山形いのちの電話	電話相談専用ダイヤル TEL:645-4343	自殺予防・心の健康相談 (相談受付時間 13:00～22:00)	
山形県教育センター	教育相談ダイヤル TEL:654-8181	不登校・子育てなど教育に関する相談 月～金 8:30～20:30、土・日・祝日 8:30～17:30	
	24時間子供SOSダイヤル TEL:0120-0-78310	いじめ、その他子供のSOSに関する相談 24時間受付	
	メール相談(24時間受付)	E-mail non-ijime@pref.yamagata.jp	

相談窓口	連絡先	相談内容等
山形市社会福祉協議会	山形市城西町2-2-22 TEL:645-9230 FAX:645-9236	相談、情報提供、ボランティア育成等の地域福祉活動の推進、生活福祉資金の貸付等の窓口となっています。
民生委員・児童委員	担当地域の委員は、生活福祉課へおたずねください	さまざまな福祉の相談、支援を行い、関係機関と協力し地域福祉の増進を図っています。
山形市成年後見センター	山形市城西町2-2-22 TEL:674-0680 FAX:645-9073	認知症や精神等の障がいにより、判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度などに関する相談を行っています。
山形県立山形職業能力開発専門学校	山形市松栄2-2-1 TEL:644-9227 FAX:644-6850	障がい者が仕事に必要な知識と技術を実践的に身につけるための各種職業訓練を実施しています。なかでも、事業所内を訓練場所とする「インターンシップコース」においては、事業所の業務概要に沿った実践的な職業訓練を行います。
公益社団法人やまがた被害者支援センター	電話相談専用ダイヤル TEL:642-7830	事件や事故に遭われた被害者とその家族 電話相談開設日:月~金/10:00~16:00
よりそいホットライン	TEL:0120-279-338 (24時間通話料無料。 携帯電話・公衆電話からもつながります。)	電話相談の専門員が対応します。左記の電話番号に電話すると音声ガイダンスが流れますので、相談内容に応じたダイヤルを押してください。 暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いてほしい方 → ① 外国語による相談 → ② 性暴力やDVなどの女性の相談 → ③ 性別の違和や同性愛などに関わる相談 → ④ 自殺を考えるほど思い悩んでいる方 → ⑤ 被災後の暮らしで困っている方 → ⑧

2 精神障がい者保健福祉手帳

(1)精神障がい者保健福祉手帳

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第二係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	580・621		

精神障がい者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、各種の支援策を受ける際に手帳を提示することにより、資格の認定や手続きの簡略が行われ、より容易に援助を受けることができるようになります。

【対象者】 精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。

初診の日から6か月を経過した日以後に申請することができます。

なお、知的障がいについては、療育手帳制度があるため、対象には含まれません。

【障がい等級】 障がいの等級は、1級から3級に分かれており、その判定の実施は山形県精神保健福祉センターが行います。ただし、障がい年金の証書により申請した場合は、障がい年金の等級と同じになります。

【各種申請】 マイナンバーの確認が必要な手続きです。

申請種別	説明	持ち物
新規	障がい福祉課へ申請し、山形県精神保健福祉センターでの審査を経て、後日手帳が交付されます。	
更新	<u>手帳の有効期間は2年間です。</u> 有効期限の延長を申請する必要があります。有効期限満了日の3か月前から申請することができます。	①申請書、②医師の診断書(所定の様式)または障がい年金証書(年金番号・コードがわかるもの)、③顔写真(縦4cm×横3cm) ※
等級変更	手帳の有効期間内に障がいの状態が重くなった、障がい年金の等級が変更になったなど、別の障がい等級に該当すると考えられるときに申請を行うことができます。	①申請書(変更届)、②手帳 ※
居住地等の変更	手帳の交付後に、氏名、居住地等の変更が生じたときには、記載事項変更届書の提出及び手帳への記載事項の訂正が必要です。	①申請書(変更届)、②手帳
再交付	手帳の交付後に、手帳を汚損、破損、または紛失したときに申請を行うことができます。	①申請書、②手帳、③顔写真(縦4cm×横3cm) ※
返還	手帳の交付を受けた方が死亡したとき、手帳を必要となくなったときなどには手帳を返還する必要があります。	①申請書(返還届)、②手帳

※顔写真の添付を希望される方で、新規申請の場合や手帳の有効期限欄に余白が無い方、等級変更申請の場合は、顔写真が必要です。また顔写真(縦4cm×横3cm)は、写真用紙に印刷されており、脱帽し上半身を写したもの(申請者の申出により、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)で、1年以内に撮影したものをご準備ください。

山形市における精神障がい者保健福祉手帳所持者数(令和4年3月31日現在)

1 級	335
2 級	768
3 級	586
合計 (人)	1,689

3 医療

(1) 自立支援医療(精神通院医療)

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第二係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	580・621		

精神通院医療は、精神科の病気で病院や診療所に通院する際にかかった医療に給付される制度です。自己負担額は原則として医療費の1割の額となりますが、低所得世帯及び重度かつ継続して医療が必要と認められる方には、負担上限月額が設定されます。

※自立支援医療による医療を行うことのできる医療機関は指定されております。医療を受ける前に手続きが必要です。

【対象者】 精神科の病気で通院治療が継続して行われる必要があると認められた方。

ただし、「世帯」(下記※1)の市民税額が一定額を超えるときは対象外となる場合があります。

【重度かつ継続の対象範囲】

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい若しくは薬物関連障がい(依存症等)の者で、集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

【各種申請】 マイナンバーの確認が必要な手続きです。

申請種別	説明	持ち物
新規	障がい福祉課へ申請し、山形県精神保健福祉センターでの審査を経て、後日受給者証が交付されます。	①申請書、②世帯・収入状況等申告書、③医師の診断書(所定の様式)※、④申請者及び申請者と同一医療保険に加入する家族の保険証、⑤非課税世帯で申請者が障がい年金・遺族年金及び障がい者手当等の収入を受けている場合はその金額がわかる書類(年金振込通知書、通帳の写し等) ※診断書は基本的に2年に1回の提出です。
再認定	<u>受給者証の有効期間は1年間です。</u> 有効期限の延長を申請する必要があります。有効期限満了日の3か月前から申請することができます。	
変更 (氏名・住所・医療機関・保険証など)	受給者証の交付後に、氏名や住所、医療機関や薬局、保険証などに変更があった場合は申請が必要です。	①申請書、②受給者証、③変更に係る書類
再交付	受給者証の交付後に、受給者証を紛失したときなどに申請を行うことができます。	①申請書

※1:「世帯」の範囲は、受診者と同一医療保険の加入者の範囲となります。

← 一定所得以下		← 中間的な所得		← 一定所得以上	
「生保」	「低1」	「低2」	「中間1」	「中間2」	「一定以上」
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			重 度 かつ 継 続		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

- ・「低1」: 受診者が市町村民税非課税世帯に属し、受診者の収入(障がい年金・特別児童扶養手当・特別障がい者手当等を含む。)が80万円以下(受診者が18歳未満の場合は保護者全員の収入がそれぞれ80万円以下)
- ・「低2」: 受診者が市町村民税非課税世帯に属し、低1以外のもの
- ・「中間1」: 受診者が市町村民税課税世帯に属し、加入している医療保険の保険料の算定対象となる方が納めている市町村民税(所得割)の合計が3万3千円未満
- ・「中間2」: 受診者が市町村民税課税世帯に属し、加入している医療保険の保険料の算定対象となる方が納めている市町村民税(所得割)の合計が3万3千円以上23万5千円未満
- ・「一定以上」: 受診者が市町村民税課税世帯に属し、加入している医療保険の保険料の算定対象となる方が納めている市町村民税(所得割)の合計が23万5千円以上

(2) 重度心身障がい(児)者医療給付制度

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

心身に著しい障がいがある方の医療費(保険診療分)の自己負担を軽減する制度です。

【対象者の要件】

1 障がいの要件(次のいずれかの障がいがある方)

- ・ 身体障がい者手帳1、2級
- ・ 療育手帳A
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳1級
- ・ 特別児童扶養手当1級
- ・ 公的年金各法の障がい年金1級
- ・ 身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B

2 所得要件

受給対象者の市民税所得割額が23万5千円未満の方

※市民税所得割額及び所得税額は18歳以下の扶養親族がいる場合、扶養控除の加算分を反映して算定します。所得による判定等については、担当窓口へお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

障がい者手帳等の対象者であることを証明できるもののほか、健康保険証、印鑑、マイナンバーが確認できるもの、身元を確認できるものが必要です。

【一部負担】

受給対象者及び受給対象者の扶養義務者(健康保険の被保険者、又は税金上の扶養義務者)の所得税が課税されている方がいる場合は一部負担があります。

(3) 親子健やか医療給付制度

窓口	こども家庭支援課 医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	559 ・ 576		

ひとり親家庭等(両親または父母の一方が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者を含む。)の親子の医療費(保険診療分)の自己負担額を無料にする制度です。

【対象者の要件】

次の要件を満たすひとり親家庭等の構成員の方

- ・ ひとり親等が18歳以下の児童を扶養していること(税申告・健康保険)
- ・ ひとり親家庭等の親又は養育者の前年中(1月～6月申請の場合は前々年)の所得税が非課税であること
- ・ ひとり親家庭等の親又は養育者に就労等による収入があり、その収入により生計を維持していること

※所得税が課税の方でも、18歳以下の扶養親族がいるときは扶養控除の加算分を反映して所得税の判定をしますので対象となる場合があります。

※就労されていない方でも、次のいずれかに該当するときは対象となる場合があります。

- ・ 求職活動又は就労に向けた活動を行っている
- ・ 職業能力の開発・向上のために職業訓練校等、専修学校等に在籍している
- ・ 傷病により長時間(おおむね1か月以上)の在宅での安静又は入院が必要
- ・ 親族の介護を行う必要がある

(4)後期高齢者医療制度

窓口	国民健康保険課 高齢者医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8396
内線	353 ・ 359		

65歳以上で75歳未満の下記の対象者は、後期高齢者医療制度への加入を選択することができます。後期高齢者医療制度へ加入することにより、国民健康保険に比べ、保険料の負担が軽減される場合があります。

【対象者】次のいずれかに該当する方

- ①療育手帳A判定
- ②精神障がい者保健福祉手帳1、2級
- ③障がい基礎年金1、2級の受給者
- ④身体障がい者手帳1～3級、4級の一部

【申請に必要なもの】

上記の対象者であることが証明できる国民年金等証書又は障がい者手帳等、及び現在加入している健康保険の被保険者証、減額認定証・限度額適用認定証、**対象者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード**

(5)高額療養費

山形市国民健康保険の場合

窓口	国民健康保険課 国保医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8396
内線	357 ・ 358		

同じ月内にかかった医療費が高額になったとき、現在加入している健康保険に申請することにより、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。山形市国民健康保険の加入者が該当した場合、医療機関にかかった月の約2か月後に世帯主あてにお知らせを郵送します。

【申請に必要なもの】

郵送されたお知らせ、医療機関からの領収書(原本)、診療を受けた方の保険証、世帯主の認印、世帯主名義の通帳、世帯主の**マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード**

(6)医療相談

医療機関のなかには、医療ソーシャルワーカーを配置しているところがあります。医療生活上の問題について、ご相談ください。

4 日常生活

(1)障がい児・者日常生活用具の給付

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

在宅の重度心身障がい児・者に、日常生活を営むうえで必要な用具を給付します。

※購入前の申請が必要です。

介護保険の適用を受けることのできる方は、介護保険制度が優先されます。

【対象者】精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている重度障がい児・者

【給付品目】

種目	基準額	対象者	性能等	耐用年数等
頭部保護帽	12,160	精神障がいを有する者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
火災警報器	15,500	精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの(障がい者等の住居が賃貸住宅の場合にあつては、所有者又は管理者の同意を得ていること。)	10年
自動消火器	28,700	精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者又は難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	室内温度の異常又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの(障がい者等の住居が賃貸住宅の場合、所有者又は管理者の同意を得ていること。)	8年

※ 重度の身体障がい者手帳所持者にはその他の給付用具があります。

※ 難病患者の方も申請できます。給付品目や必要書類についてはお問い合わせください。

【費用】原則1割負担(所得に応じて負担上限あり)。

ただし、市町村民税所得割額が46万円以上の世帯は対象外となります。

【申請】所定の申請書、世帯の課税状況を確認できる書類(転入者のみ)、用具のカタログ、精神手帳、医師による所定の意見書(給付用具の種目による)、非課税世帯で対象者が障がい年金・遺族年金及び障がい者手当等の収入を受けている場合、その金額がわかる書類(年金振込通知書、通帳の写し等)が必要です。

マイナンバーの確認が必要な手続きです。

(2)市営・県営住宅の優遇措置

市営住宅の場合

窓口	山形市市営住宅管理センター
TEL	673-0300
FAX	673-0301

県営住宅の場合

窓口	山形県すまい情報センター
TEL	647-0781
FAX	646-7099

市営・県営住宅の入居の申し込みにおいて、一定の要件を満たす障がい者世帯に対しての優遇措置があります。詳しくは、市・県の各窓口までお問い合わせください

(3)生活福祉資金の貸付

問合せ先	山形市社会福祉協議会		
TEL	676-7223	FAX	645-9073

他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、生活福祉資金の貸付相談を行っています。※貸付制度のため返済の見込みがたない世帯は対象外です。

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯。資金の種類や世帯の所得状況及び償還の方法など審査の結果、該当しない場合があります。

【利率】 年 1.5% (但し、連帯保証人を立てた場合は無利子)

【内容】

資金の種類		資金の用途	貸付限度額	償還期間
福祉資金	福祉費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※貸付金は技能を習得する期間により異なります。	8年以内
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円	8年以内
		福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000 円	7年以内
		生業を営むのに必要な経費	4,600,000 円	20年以内

※その他、療養及び就学資金として必要な経費の貸付けもあります。

※民生委員・児童委員の関わりが必要になります。

(4)山形市避難行動支援制度

窓口	防災対策課 地域防災係		
TEL	641-1212	FAX	624-8847
内線	380		

災害時に、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で避難支援が受けられるように、平常時から要支援者本人、地域の皆さまと山形市が協働しながら体制づくりを進める制度です。

詳細につきましては上記窓口もしくは、福祉各課の窓口までご連絡ください。

【要支援者】

- ①75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯
- ②重度身体障がい者（身体障がい者手帳1級及び2級所持者）
- ③重度知的障がい者（療育手帳 A 所持者）
- ④重度精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳1級所持者）
- ⑤特別児童扶養手当1級に相当する児童
- ⑥介護保険法における要介護度3以上の認定者
- ⑦上記以外で避難支援を希望する者

【主な内容】

平常時

- ①山形市は、上記の要支援者（施設入所者等を除く）の名簿を作成します。
- ②地域の避難支援等関係者への情報提供に同意した方の名簿については、地域の避難支援等関係者に提供します。
- ③要支援者は、地域の避難支援等関係者と相談しながら、災害時の避難先や支援者についての個別計画を作成し、市へ提出します。
- ④市へ提出した個別計画については、避難支援者、地域の避難支援等関係者へ情報提供されます。

災害時

- ・山形市から地域の避難支援等関係者へ、要支援者本人の同意の有無によらず名簿情報を提供し、安否確認等に活用されます。

(5) ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークの場合

窓口	山形県障がい福祉課		
TEL	630-3303	FAX	630-2111

ヘルプカードの場合

窓口	障がい福祉課 管理係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	625		

ヘルプマーク・ヘルプカードは、障がいのある方が、配慮や手助けをお願いしたいことなどを記入し、普段の生活や緊急時、災害時などに周囲の人に提示することで、手助けを求めやすくするものです。

ヘルプマーク・ヘルプカードの提示を受けた方は、できる範囲での手助けや思いやりのある行動をお願いします。

【配布対象者】

身体、知的、精神に障がいのある方、難病患者などの方で希望する方(障がい者手帳等の有無は問いません。) ※障がい者手帳等をお持ちの方が、必ず持つ必要があるということではありません。

【ヘルプマークの主な配布場所】

- ・山形市障がい福祉課
- ・山形県障がい福祉課
- ・村山総合支庁地域健康福祉課(村山保健所)

【ヘルプカードの主な配布場所】

- ・山形市障がい福祉課及び市民相談課の窓口
- ・山形市委託相談支援事業所(※P.2参照)



←ヘルプマーク



↑ヘルプカード

(6) 介護マーク

介護マークは、介護中であることを周囲に理解していただくことを目的としたものです。高齢者や障がいのある方を介護、支援している方、けがや病気などで介護、支援が必要な方もご活用いただくことが可能です。ご利用にあたり申請が必要となります。

介護マークを見かけた方は、温かく見守りをお願いします。

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		



(7) 雪かき支援の相談

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

65歳以上の場合

窓口	各地区の地域包括支援センター 長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		

居住している住宅(アパート、集合住宅等を除く。)の玄関から生活道路までの雪かきについてお困りの方で、次のいずれかの世帯要件を満たし、対象要件のすべてに該当する方は各窓口までご相談ください。

【世帯要件】 次のいずれかの世帯であること

・障がい者のみの世帯

(65歳未満の障がい者(身体障がい者手帳1級～3級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級いずれかを所持)のみで構成されている世帯)

・高齢者のみの世帯

(65歳以上の心身が虚弱であり、または何らかの障がいのある方のみで構成され、他に同居する方がいない世帯)

【対象要件】 以下のすべての要件を満たしている方

・自力で雪かきをすることができない方

・市内に親族がいない方、親族がいても身体的な理由で支援が得られない方

・地域のボランティアなどの支援が得られない方

・対象者と住所を同じくする世帯員全員の当該年度の市町村民税及び県民税が非課税であること

(8) 雪下ろし等の補助事業

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		

高齢者、障がい者及び母子世帯の豪雪による被害を防止するため、雪下ろし及び間口処理ができない方に対し、雪下ろし及び間口処理にかかる経費について補助金を交付します。

【対象者】 対象者と住所を同じくする世帯員全員の当該年度の市県民税が非課税であり、自力で雪下ろしができず、家族・親族等でも援助できる方がいない世帯で、以下の①から⑦のいずれかに該当する世帯

①65歳以上の高齢者のみで他に同居する方がいない世帯

②要介護3以上の認定をもっている方のみで他に同居する方がいない世帯

③身体障がい者手帳1級～3級を所持している方のみで他に同居する方がいない世帯

④療育手帳A(A判定)を所持している方のみで他に同居する方がいない世帯

⑤精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方のみで他に同居する方がいない世帯

⑥母親とその家族(18歳未満)の世帯

⑦上記①から⑥の組み合わせの世帯

※住民税額の課税状況については、確認できる場合のみで結構です。

※生活保護世帯及び中国残留邦人等の属する世帯の雪下ろしについては、生活福祉課
(内線 594)にお問い合わせください。

【申請】

(ア)雪下ろしについて

担当民生委員の方から、雪下ろし作業前に状況を確認の上、申請書裏面の「民生委員児童委員記入欄」に署名いただき、補助金交付申請書(指定用紙)、請求書(作業明細が記載されている書類)、領収書をご提出ください。補助金の額は1回あたり 54,000 円を上限とし、申請者の口座に振り込まれます。

(イ)間口処理について

間口処理後、補助金交付申請書(指定用紙)、間口処理前と処理後の写真、請求書(作業明細が記載されている書類)、領収書をご提出ください。補助金の額は1回あたり 6,000 円を上限とし、申請者の口座に振り込まれます。

(9)緊急を要するハチの巣の駆除

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

65歳以上の場合

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		

自己又は家族が所有し、現に居住している住宅及び敷地において近隣等へ迷惑のかかるハチの巣の駆除を行います。次のいずれかの世帯要件を満たし、対象要件のすべてに該当する方は各窓口までご相談ください。

【世帯要件】 次のいずれかの世帯であること

- ・障がい者のみの世帯
(65歳未満の障がい者(身体障がい者手帳1級～3級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級いずれかを所持)のみで構成されている世帯)
- ・高齢者のみの世帯
(65歳以上の心身が虚弱であり、又は何らかの障がいのある方のみで構成され、他に同居する者がいない世帯)

【対象要件】 以下のすべての要件を満たしていること

- ・山形市内に親族や支援を行う者がいないこと
- ・対象者と住所を同じくする世帯員全員の当該年度の市町村民税及び県民税が非課税であること

(10)ごみ出し支援事業

窓口	ごみ減量推進課 分別収集係
TEL	641-1212
内線	694 ・ 695 ・ 696 ・ 686

自らごみを集積所へ排出することが困難な方で、親族等の協力を得られず、世帯全員が①か②の要件に当てはまれば支援を受けることができます。

詳しい内容、申請方法につきましては、担当課までお問い合わせください。

【対象者要件】

①高齢者^{*1}(アのいずれかの認定等を受け、かつイのいずれかのサービスを利用している方)

ア 受けている認定等	イ 利用している介護保険サービス
・要介護認定 ・要支援認定 ・総合事業 ^{*2} 事業対象者	・訪問介護 ・訪問型サービス(従前相当) ・共生型訪問型サービス ・訪問型サービスA

※1第2号保険者の方を含む

※2山形市介護予防・日常生活支援総合事業

②障がい者(アのいずれかの手帳を所持し、かつイのいずれかのサービスを利用している方)

ア 所持している手帳	イ 利用している障がい福祉サービス
・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳	・居宅介護 ・重度訪問介護

(11)ごみ袋支給事業

窓口	ごみ減量推進課 計画係
TEL	641-1212
内線	689

家庭系ごみの有料化による負担を軽減するため、下記の該当世帯にごみ袋を支給しています。
詳しい内容、申請方法につきましては、担当課までお問い合わせください。

【対象世帯要件】

- ・令和4年7月1日(基準日)現在で山形市に住民登録をしている
 - ・社会福祉施設等への入所や病院等へ長期入院をしていない
 - ・世帯全員の令和4年度市県民税が非課税で、かつ、所得の金額がない世帯(下記④、⑤を除く。)
- ※ただし、給与収入、年金収入がある方は、所得の金額が一定の基準を下回る際は、該当する場合があります。

上記の3つすべてに該当し、かつ下記①～⑤のいずれかに該当することで、対象世帯要件を満たします。

①高齢者世帯

7月1日(基準日)現在で世帯員全員が65歳以上の世帯

②障がい者世帯(以下のいずれか1つに当てはまればよい)

・身体障がい者手帳1級・2級を所持している方がいる世帯

- ・療育手帳A判定を所持している方がいる世帯
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方がいる世帯

③ひとり親等世帯

配偶者と死別又は離別等により、妻又は夫が18歳以下の児童(障がい児は20歳未満)を扶養している世帯及び、両親がいない状態にある18歳以下の児童(障がい児は20歳未満)を扶養している世帯

④生活保護世帯

⑤中国残留邦人世帯(生活支援給付受給世帯)

※社会福祉施設等への入所や病院等へ長期入院している方は支給対象外となります。

※7月2日以降に上記①以外の要件で対象となった世帯は、随時申請を受け付けます。

(12)山形市特別支援学校等通学支援事業

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	589 ・ 590		

事前に利用手続きが必要です。

特別支援学校や学区外の小中学校の肢体不自由児学級へ通学している児童生徒が、タクシーや福祉有償運送を利用した際の、自宅等と在籍している学校間における登下校の運賃を助成します。

【対象者要件】

保護者等の送迎で自宅(肢体不自由学級在籍の児童生徒は学区外にある自宅)から通学しており、タクシー等による移動において、運転手以外に特別な介助が不要で、1人で乗車できる児童生徒

【利用申請】

- ①利用申請書 (山形市公式ホームページからダウンロードすることができます)
- ②在学証明書 (在学している学校に発行をお願いします)
- ③指定校変更決定通知書の写し(肢体不自由学級在籍の児童・生徒のみ必要)

※利用申請後、利用者証を交付します。

【利用回数】

片道を1回と数え、年間助成上限48回 ※申請月に応じて上限回数が異なります。

【助成額】

運賃の9割相当

【備考】

医療的ケアが必要な児童・生徒については障がい福祉課へご相談ください。

5 社会生活

(1) タクシー運賃・自家用自動車給油料金の助成

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・549・550		

重度の障がい者の社会参加を図るため、タクシーを利用した場合に運賃の一部を、自家用自動車にガソリン又は軽油を給油した場合に給油料金の一部を助成します。

【内 容】

種類	対象者	交付枚数	助成額	制限	交付窓口
普通タクシー券	①身体障がい者手帳1級～3級 ②療育手帳A判定 ③精神障がい者保健福祉手帳1級～3級	24枚/年 (視覚障がい1級(個別等級)の方は36枚/年)	運賃に対し 500円/枚	目的制限無 距離制運賃 介護料対象外 ※1、※2、※3	・山形市委託 相談支援事業所 (P.2参照)
福祉給油券	①身体障がい者手帳1級～3級 ②療育手帳A判定 ③精神障がい者保健福祉手帳1級～3級	12枚/年	給油料金に対し 500円/枚	目的制限無 ※1、※3	・山形市役所 障がい福祉課

【申 請】

所定の申請書、障がい者手帳

※普通タクシー券、福祉給油券、高齢者移送サービス、のいずれかひとつの申請になります。

【利用方法】

普通タクシー券…乗車時に障がい者手帳を運転手に提示し、降車時に手帳番号、名前を記入した普通タクシー券を運転手にお渡しください。

福祉給油券…給油時に給油所の係員に障がい者手帳を提示し、手帳番号、名前を記入した福祉給油券をお渡しください。

※1: 山形市が指定するタクシー会社・ガソリンスタンドでのみ利用できます。

※2: 車椅子をご利用の方で普通タクシー券を利用できる場合があります。

※3: 各券は1回3枚まで利用できます。

※4: 券種は残枚数に応じて交換できます。

(2)交通料金の割引

(ア)バス運賃の割引等

障がい者手帳の提示によりバス運賃が割引または免除されることがあります。

●路線バス

【問合せ先】

各バス会社(対象者や対象路線、割引率等の詳細は、各バス会社にお問い合わせください)

●ヤマコウチェリカ

山交バスの一部路線バスおよびベニちゃんバスで障がい者用ヤマコウチェリカをご利用いただくと自動的にバス運賃が割引されます。

●ベニちゃんバス 東くるりん&西くるりん

手帳の提示により運賃が半額免除されます。

【対象】 身体障がい者手帳、療育手帳、顔写真が貼付された精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の所持者(介助の同行者1名を含む)※手帳を所持していない方でも、車いすを利用している方(介助の同行者2名までは含む)は半額になります。

【問合せ先】 山形市役所企画調整課 641-1212(内線 222)

(イ)国内航空運賃の割引

航空路線の国内線を利用する場合、手帳の提示により運賃の割引を受けることができます。

【対象者】

12歳以上で身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方及び介護者1名

手帳の種別	介護者同伴		単独
	本人	介護者	本人
身体障がい者手帳	○	○	○
療育手帳	○	○	○
精神障がい者保健福祉手帳	○	○	○

【問合せ先】 各航空会社

※割引運賃額、割引対象者、適用日等は各航空会社で異なります。ご利用前に必ず各航空会社に確認をお願いいたします。

(3) 駐車禁止除外指定車標章

問合せ窓口	TEL
山形警察署 交通窓口	627-0110
山形県警察本部交通規制課	626-0110

精神障がい等で、かつ歩行が困難な方が使用する車を、近くに駐車場がない等でやむを得ず一時的に駐車禁止の場所に駐車しなければならない方に、山形県公安委員会が駐車禁止除外指定車標章を交付します。車両を特定しない、申請者本人に対する対人標章になります。

【対象者】 精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者

【申請】

①新規:山形警察署

②更新:山形警察署

※後日標章の受け取りも同じ窓口になります。

必要書類： 駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定申請書(警察署窓口にて配付)、障がい者手帳

(4) ふれあいバスの運行

窓口	生活福祉課 地域福祉係		
TEL	641-1212	FAX	666-8684
内線	768		

福祉団体等が研修、訓練、社会見学等の各種行事を行う場合や大会等に参加する際に、福祉バスを運行します。

ご利用の際は**予約が必要**になります。詳しくは担当課、又はホームページをご参照ください。

【対象】 営利を目的としない山形市内に拠点を置く団体等(1団体につき年間6回まで使用可能です。)

【費用】 利用料は無料ですが、通行料、駐車料は利用者負担になります。

(5) 福祉有償運送

窓口	長寿支援課 地域包括支援係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	565		

NPO法人等が、身体障がい者や要介護者など移動が困難な登録会員に対して、営利とは認められない料金で行う個別輸送サービスです。対象者、料金等の内容は各法人で異なります。

【問合せ先】

(令和4年4月現在)

法人名(事業所名等)	事業所住所	連絡先	運送区域	備考
生活協同組合共立社(山形本部)	山形市上柳 67-1	TEL:686-6284 FAX:686-6263	山形市、上山市、 天童市、山辺町	
(社福)愛泉会 (向陽園ホームヘルプステーション 心音)	山形市深町 2-2-22	TEL:646-9177	山形市、上山市、 天童市、中山町	車いす車あり
(特活)ハート・ルート・ドライブ	山形市あかねヶ丘 2-11-16-205	TEL 090-8615-8315	山形市、上山市、 天童市	車いす車あり
(特活)すみれ会	山形市上町 5-7-8	TEL・FAX 645-0580	山形市	
(特活)かみのやま福祉運送サービス	上山市新町 1-9-29	TEL・FAX 679-4231	山形市、上山市	車いす車あり 回転シート車 あり

法人名(事業所名等)	事業所住所	連絡先	運送区域	備考
(特活)マーガレット移動サービス	山形市中桜田 2-5-15	TEL: 633-9680	山形市、上山市、 山辺町、中山町	
(特活)グローバル福祉サービス	山形市小白川 町 2-3-31(3 階)	TEL: 674-9533 FAX: 674-9536	山形市、上山市	
(特活)虹のネットワーク	山形市八森 126-5	TEL: 625-3488	山形市、上山市、 天童市、山辺町	
(特活)すまーとえいど	上山市弁天 1-9-19	TEL: 674-8848	山形市、上山市、 天童市、中山町、 山辺町	

(6) 携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話各社で、障がい者の方への携帯電話の基本使用料等の割引サービスを実施しています。割引内容は各社で異なりますので各ショップ又は取扱店等にお問合せください。

【対 象】 携帯電話の契約名義人で身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

【実施事業者】 各携帯電話会社

(7) NTT 電話番号案内サービス(ふれあい案内)

問合せ先	NTT東日本ふれあい案内事務局
TEL	0120-104174
FAX	0120-104134

障がい者手帳をお持ちの方で電話帳の利用が困難な方は、登録することにより、NTT番号案内を無料で受けることができます。

【対 象 者】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の所持者

※身体障がい者手帳・戦傷病者手帳については等級などの要件があります。

(8) 福祉サービス利用援助事業

問合せ先	山形市社会福祉協議会
TEL	674-0680

判断能力が十分でない又は判断能力に不安があり、福祉サービスや金銭管理などに不自由されている方のために支援計画を作成し、契約により生活支援員がサービスを提供します。

【対 象】 判断能力が十分でない精神障がい者、知的障がい者、高齢者等

【内 容】 ①福祉サービス利用援助・・・利用手続き、利用料金の支払い等の手伝い。

②日常的な金銭管理サービス・・・日常生活に必要な金銭の出し入れなど。

③書類等の預かりサービス・・・大切な証書・印鑑等を安全な場所で保管。

【利 用 料】 1回(1時間程度)当たり 1,500 円

(9) 成年後見制度

問合せ先	山形市成年後見センター		
TEL	674-0680	FAX	645-9073

法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な方が財産管理や契約等を行ううえで不利益を被ったりしないよう、保護したり支援したりする制度です。後見・保佐・補助の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じていずれに該当するか判断します。後見・保佐・補助人に選ばれた者は、本人に代わり契約などの法律行為等を行うことになります。

また、任意後見制度とは、判断能力が十分なうちに、将来判断能力が不十分になったときに備え、公正証書で後見契約を結んでおく制度です。

申立てや制度の利用については、問合せ先にご相談ください。

6 税の控除や減免

(1) 所得税・住民税の控除

所得税に関して

問合せ先	山形税務署
TEL	622-1611 (自動音声にてご案内します。)

住民税に関して

窓口	(山形市役所)市民税課		
TEL	641-1212	FAX	624-8898
内線	304~307		

納税者本人や同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合、障がいの程度により、一定の金額の所得控除(障がい者控除)を受けることができます。

※控除に該当するかどうかについては、その年(住民税は前年)の12月31日(死亡の場合は、その死亡の時)の現況により判定されます。

※詳細は担当部署までお問い合わせください。

(2) 障がい者が受けられる特例

問合せ先	山形税務署
TEL	622-1611 (自動音声にてご案内します。)

障がいのある方は、上記(1)に記載の障がい者控除のほか、国税については、次の様々な特例を受けることができます。

① 相続税の障がい者控除

相続人が障がい者であるときは、その障がい者が満85歳になるまでの年数(年数の計算に当たり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。)につき10万円(特別障がい者のときは20万円)が障がい者控除として、相続税額から差し引かれます。

② 心身障がい者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

地方公共団体が条例によって実施する心身障がい者扶養共済制度に基づいて支給される給付金(脱退一時金を除きます。)については、所得税はかかりません。

この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

③ 特定障がい者に対する贈与税の非課税(特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権)

特定障がい者(※)の方の生活費などに充てるために、「特定障がい者扶養信託契約」に基づいて特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障がい者である特定障がい者の方については6,000万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障がい者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障がい者とは、特別障がい者及び障がい者のうち精神に障がいがある方をいいます。

④ 少額預金の利子所得等の非課税

身体障がい者手帳の交付を受けている方や障がい年金を受けている方などが受け取る一定の預貯金等の利子等については、非課税貯蓄申告書等を金融機関を経由して税務署長に提出するなど、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

◎詳細は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

(3)自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免

	窓口	TEL	FAX
軽自動車税(種別割)	山形市役所市民税課	641-1212 (内線 311)	624-8898
自動車税種別割	村山総合支庁課税課	621-8256	621-8125
自動車税環境性能割	村山総合支庁課税課 (漆山分室)	686-5990	686-4345
軽自動車税環境性能割			

障がいのある方が所有する自動車等で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を受けられます。なお、減免を受けることができる自動車は、軽自動車を含めて、障がいのある方1人につき1台です。また、自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車、リース車は減免の対象外です。

【車検証の名義人】

車検証の使用者及び所有者が、障がいのある方ご本人名義の自動車に限ります。ただし、障がいのある方が、知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、その障がいのある方と生計を同じくする方の名義でも対象となります。

売買により所有権を留保されており販売業者等が所有者となっている場合は、使用者が障がいのある方であれば減免の対象となります。

【運転の形態】

本人運転	身体障がい者又は戦傷病者の方本人が運転するもの
家族運転	障がいのある方の通学、通院、通所、生業のために、継続的に、生計を同じくする方が運転するもの
介護者 運転	世帯全員が障がいのある方で、その障がいのある方の通学、通院、通所、生業のために、常時介護する方が継続して日常的に運転するもの

【運転の頻度】

家族運転の場合は月1回以上、介護者運転の場合は週3回以上、障がいのある方のために運転することが要件となります。

【対象者】

身体障がい者手帳の所持者(等級などの要件あり)、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者(本人運転を除く)

【申請に必要なもの】※軽自動車税(種別割)はマイナンバーを確認できるものが必要です。

本人 運 転	①自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書	④自動車検査証(車検証)の原本
	②自動車税種別割納税通知書(毎年5月上旬に郵送) ※定期賦課時のみ	⑤運転免許証(実際に運転する方のもの)の原本
	③自動車税(環境性能割・種別割)申告書 ※新規登録・名義変更登録時のみ	⑥身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の原本

家族運転	①～⑤本人運転に同じ	⑨【別居の場合のみ必要】 障がいのある方と運転者が生計を一にしていることを証明する直近の書類 (例)源泉徴収票、確定申告書の控、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の写し 等
	⑥身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の原本 ⑦使用目的を証する書類(通院証明書、通学証明書、通所証明書等) ⑧住民票謄本(世帯全員分の住民票の写し) 障がいのある方と運転者が世帯分離している場合、又は別居している場合は、それぞれの住民票謄本 ※軽自動車は不要	※証明書の有効期限についてはお問合せください。
介護者運転	①～⑥家族運転に同じ	⑧住民票謄本(障がいのある方のみで構成される世帯の住民票謄本)
	⑦障がいのある方のみで構成される世帯全員の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し	⑨自動車運行計画証明書 ⑩常時介護する者が障がい者のために運転する旨の誓約書

【申請時期・申請窓口】 ※₁自動車税種別割の減免額は、申請した月の翌月からの月割額となります。

減免申請する自動車		自動車税種別割	自動車税環境性能割	申請時期	申請先	
既に所有している自動車(4月1日現在、障がい者の方本人名義で登録されている自動車)を減免申請するとき		○	-	【自動車税種別割】 納税通知書が届いてから、納期限まで。 納期限後は月割減免となり、2月末まで受付可※ ₁	村山総合支庁課税課	
				【軽自動車税(種別割)】 納税通知書が届いてから、納期限の日まで	山形市役所市民税課	
新車を取得して減免申請するとき		○	○	【自動車税環境性能割】 自動車の登録日	村山総合支庁課税課 漆山分室	
ナンバーの付いていない中古車を取得して減免申請するとき	自動車税環境性能割	課税される	○	○		【自動車税種別割】 自動車の登録日～2月末まで受付可※ ₁
		課税されない	○	-		
ナンバーの付いている中古車を取得して減免申請するとき(家族名義を本人名義に変更する場合を含む)	自動車税環境性能割	課税される	翌年度分から減免	○		自動車の登録日
		課税されない	○	-	登録日の翌年度の納税通知書が届いてから納期限まで。 納期限後は月割減免となり、2月末まで受付可※ ₁	

(4)日本放送協会(NHK)放送受信料の免除

問合せ先	NHK山形放送局営業部		
TEL	625-9522	FAX	625-9540

	要件	必要書類等
全額免除	障がい者手帳所持者が世帯構成員で、世帯全員の市町村民税が非課税	障がい者手帳、印鑑、 <u>住民票の写し(世帯全員)</u> 、 <u>最新の課税証明(世帯全員分)</u> ※ ₁ ※ ₂
半額免除	下記のいずれかに該当する方が世帯主で受信契約者 ①視覚障がい者又は聴覚障がい者 ②身体障がい者手帳1級～2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の障がい者	障がい者手帳、印鑑、 <u>住民票の写し(世帯主が記載されているもの)</u> ※ ₁

※₁ 山形市の窓口(障がい福祉課28番窓口)において申請書類を記入し、該当者であることの証明を受けることで、下線部分の書類提出を省略することができます。

※₂ 全額免除を申請する場合、申請する年の1月1日現在において山形市以外に住所のあった方は、山形市で課税状況の確認ができないことから、前住所地で課税証明を取得し、添付していただく必要があります。

(5)市営駐車場・駐輪場料金の免除

問合せ先	一般財団法人山形市都市振興公社
TEL	631-0831

障がいのある方が乗車している車やバイク・自転車を下記の市営駐車場等に駐車・駐輪した場合、障がい者手帳の提示により料金が免除されます。詳しい方法は精算前に駐車場・駐輪場の係員にご確認ください。

【対象者】 身体障がい者手帳1～3級の所持者、療育手帳の所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級～2級の所持者

【対象施設】

市営駐車場〔半額免除〕	市営駐輪場〔全額免除〕
山形市中央駐車場(市庁舎南側)	山形駅東口交通センター駐輪場
山形市香澄駐車場(市民会館北側)	山形市霞城セントラル駐輪場
山形市大手町駐車場 (霞城公園東大手門入口)	
山形市済生館前駐車場	
山形駅東口交通センター駐車場	
山形駅西口駅前広場駐車場 ※	

※山形駅西口駅前広場駐車場は無人となりますので、備え付けのインターホンで係員をお呼びください。なお、係員の到着までは5～10分程度を要しますのでご了承ください。

(6)市有施設使用料の免除

山形市にお住まいの障がい者の方が市有施設を利用する場合、個人使用料等が無料になります。
利用の際に障がい者手帳を提示してください。

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び介助者1名

【対象施設】 1回あたりの個人の普通使用料が定額で設定されている施設

対象施設一覧は P.52～P.55 をご参照ください。

(7)その他の施設使用料の免除

障がい者手帳の提示により、入館料等が免除されます。

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

施 設	免除対象
鈴川ことぶき荘 ※対象は60歳以上	入浴料
山形県立博物館	入館料
教育資料館(旧山形師範学校本館)	入館料

(8)福祉定期預金制度

障がい年金、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方等は、一般の利率より有利な定期(福祉定期預金)を利用することができます。

各金融機関にお問い合わせください。

7 年金・手当

国民年金に関して

(1)障がい年金

窓口	市民課 国民年金係		
TEL	641-1212	FAX	624-8411
内線	403		

障がい基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがにより一定の障がいの状態になった場合、障がい基礎年金を受けることができます。

【受給要件】 次の3つの要件を満たしている方

①初診日が**65歳未満**にあること(ただし、老齢年金を繰上げて受給していないこと)

○初診日…障がいの原因となる傷病で初めて医師の診察を受けた日

(初診日の証明がとれないと請求できない場合があります。)

②障がいの程度が国民年金法で定める1級、2級に該当していること(精神障がい者保健福祉手帳の等級とは基準が異なります。)

○障がいの程度の日安

1級(年金法による)…介助を受けなければ日常生活を送ることができない程度

2級(年金法による)…必ずしも介助は必要ないが、日常生活を送る上で困難を有しており、労働により収入を得ることができない程度

③次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

・初診日の属する月の前々月までの期間のうち保険料の納付と免除期間の合計が2/3以上あること

・初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと

※20歳前に初診日がある場合は保険料納付要件は必要ありませんが、所得要件があります。

【請求方法】

○認定日請求… 初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病が治った日(固定した日)に請求する方法

○事後重症請求…認定日時点では障がいの程度が軽いため、障がい年金の等級に該当しなかったが、その後悪化した時点で請求する方法。ただし、65歳の誕生日の前々日までが請求期限となります。

【年金額】 障がいの等級及び支給される年金制度により支給額は異なります。

[障がい基礎年金]

1級(年金法による) 年額 972,250 円 (令和4年4月現在)

2級(年金法による) 年額 777,800 円 (令和4年4月現在)

※年金受給者によって生計が維持されており、かつ、18歳未満(障がいの程度が1級か2級の状態にある子は20歳未満)の子を養育している場合は加算があります。

※厚生年金については、下記の日本年金機構山形年金事務所に、共済年金については、それぞれの共済組合にお問い合わせください。

厚生年金:日本年金機構山形年金事務所	TEL:645-5111	FAX:645-5117
--------------------	--------------	--------------

(2)特別障がい者手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

20歳以上であって、心身に著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。

【対象者】 20歳以上で次の要件を全て満たしている方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (P.46～47参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 病院等(老人保健施設を含む)に3か月以上入院していない

【手当額】 月額 27,300 円 (令和4年4月以降)

【申請】 所定の診断書等、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳が必要です。

※本人が公的年金を受給している場合は、年金証書、前年度の年金受給金額がわかるもの(年金通知書や振込みされた通帳など)が必要です。

※マイナンバーの確認が必要な手続きです。

【所得制限】 本人又は、生計を同じくする配偶者及び扶養義務者の所得が基準を超えた場合は支給が停止されます。(P.51参照)

※認定期間(1年・2年・3年・4年・5年・永久)があります。再認定の際は診断書等の提出が必要です。

(3)障がい児福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、20歳未満の在宅の方に支給します。

【対象者】 20歳未満であって次の要件を全て満たしている方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (P.48参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 公的年金を受給していない

【手当額】 月額 14,850 円 (令和4年4月以降)

【申請】 所定の診断書等、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳が必要です。

※マイナンバーの確認が必要な手続きです。

【所得制限】 本人又は、生計を同じくする配偶者及び扶養義務者の所得が基準を超えた場合は支給が停止されます。(P.51参照)

※認定期間(1年・2年・3年・4年・5年・永久)があります。再認定の際は診断書等の提出が必要です。

(4)特別児童扶養手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

心身に重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給されます。

【対象者】 20歳未満で以下の条件を満たす児童を養育している方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (P.49～50参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 障がい年金等を受給していない

【手当額】 月額 1級 52,400円 (令和4年4月以降)
2級 34,900円 (令和4年4月以降)

【申請】 所定の診断書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳が必要です。マイナンバーが必要な手続きです。

【所得制限】 本人や扶養義務者の所得が基準を超えた場合には支給が停止されます(P.51参照)。

(5)山形市重度心身障がい者福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

【対象者】 公的年金等受給していない、在宅で心身に障がいを有する下記のいずれかに該当する方を扶養している方に支給します。

- ① 20歳以上で身体障がい者手帳1～2級所持者
- ② 20歳以上で知能指数が概ね35以下(療育手帳A程度)で、日常保護を必要とする方
- ③ 65歳以上で日常生活に支障がある在宅寝たきりの方

【手当額】 月額 4,000円 (年2回、9月・3月に口座振込)

【申請】 身体障がい者手帳などの障がいの程度を証明するものが必要です。

(6)山形市重度心身障がい児福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

【対象者】 心身に障がいのある20歳未満の在宅の児童で、障がいの程度が障がい児福祉手当該当程度であるが、所得制限等で特別児童扶養手当が支給停止または受給できない養育者に支給します(児童と養育者が同居している必要があります。)

【手当額】 月額 4,000円 (年2回、9月・3月に口座振込)

【申請】 療育手帳などの障がいの程度を証明するものが必要です。

(7)児童扶養手当

窓口	こども家庭支援課 手当係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	558・575		

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の親、あるいは父又は母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

【対象者】

父母の離婚、死別等により父又は母と生計を同じにしてない場合、父又は母が重度の障がいがあるなどの場合に、児童(18歳になった年度末まで・障がい児は20歳未満)を扶養している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している方に支給します。ただし、次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②児童福祉法上の里親に委託されているとき
- ③受給資格者以外の父又は母と住所・生計が同じとき(一定の障がい状態の場合を除く)
- ④児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき

【手当額】

手当額は請求者及び扶養義務者等(同居している請求者の父母や兄弟姉妹など)の前年所得税法上の扶養する人数に応じ規定されている所得制限限度額を確認することによって、全部支給・一部支給・全部停止(支給なし)が決まります。

(単位:月額)

対象児童数	全部支給	一部支給(所得額に応じて決定)	全部支給停止
児童が1人の場合	43,070円	43,060円～10,160円	0円
児童が2人目の加算額	10,170円	10,160円～5,090円	0円
児童が3人目以降の加算額(1人につき)	6,100円	6,090円～3,050円	0円

※月額は令和4年4月～適用

※公的年金額が児童扶養手当額より低い方については、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

(8)山形市健やか教育手当

窓口	こども家庭支援課 手当係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	558・575		

山形市健やか教育手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の親、あるいは父又は母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

【対象者】

父母の離婚、死別等により父又は母と生計を同じにしていない場合、父又は母が重度の障がいがあるなどの場合に、義務教育中の児童を扶養している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している方に支給します。ただし、その方の市町村民税所得割額が課税の場合は支給されません。

【手当額】 ひとり親の場合 月額 2,500円
両親のいない場合 月額 4,000円
(年2回、9月・3月に口座振込)

(9)傷病手当金 【問合せ先】各医療保険者（医療保険者名は被保険者証に記載されています。）

健康保険に加入している方が、病気やけがによる療養のため仕事を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日以上休んで給料を受けられない場合に支給される場合があります。

【対象者】健康保険(会社の健康保険組合や全国健康保険協会)に加入している方

【支給金額】標準報酬日額の2/3

ただし、休んでいる期間に、事業主から報酬を受けた場合、同一の傷病により障がい厚生年金を受けているなどの場合は傷病手当金の金額を上限としてその差額が支給されます。

【支給期間】支給開始日から1年6か月以内

※私用中の病気やけがによるものが対象で、通勤途中、仕事中的場合は労災扱いになります。

※国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者は、適用になりません。

(10)山形市重度障がい者介護者激励金

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

【対象者】

在宅において6か月を超える期間継続して20歳以上65歳未満の重度障がい者(ほぼ寝たきり状態の方)を介護している山形市民の方で、当該重度障がい者と同一世帯の方、又は同一世帯ではないが当該重度障がい者を常時介護している方

※「重度障がい者」とは、次の①、②のいずれにも該当する方です。

①20歳以上65歳未満で、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方

②山形市が行う調査の結果、重度障がい状態であると認められる方(障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障がい者総合支援法)に基づく障がい程度区分又は障がい支援区分の調査において、日常生活において全面的に介助が必要と判断され、障がい程度区分又は障がい支援区分が概ね5以上に相当する方)

※「6か月を超える期間」には、連続する3か月以上の病院・施設等に入院・入所している期間は含みません。

【支給額】年額 50,000円以内

【申請】障がい者手帳などの障がいの程度を証明するもの、申請者(介護者)名義の預金通帳が必要です。

※申請していただく時期は10月中旬から12月上旬までの約2か月間です。詳しくは「広報やまがた」でお知らせします。

(11)心身障がい者扶養共済

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	550		

心身に障がいのある方を扶養している方が加入者となって毎月掛金を掛け、その加入者が障がいの生存中に死亡または重度障がいになった場合、障がい者に年金(月額2万円、2口加入の場合は4万円)が支給されます。

【障がい者範囲】 次のいずれかに該当する障がい者で、将来独立自活することが困難と認められる方

- ①知的障がい
- ②身体障がい者手帳1～3級所持者
- ③精神又は身体に永続的な障がいのある方で、①又は②と同程度と認められる方

【加入者】 上記に該当する障がい者を扶養し、県内に住所があり、特に健康に問題のない65歳未満の方

【掛 金】

加入者の加入時の年齢	掛金月額(1口)
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

【加入申請】 所定の申請書・告知書、障がい者及び加入者の住民票の写し、障がい者手帳・障がい年金証書などの障がいの程度を証明するもの、印鑑が必要です。

(12)生活保護

窓口	生活福祉課		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	591 ・ 592 ・ 593 ・ 594		

生活に困窮する方に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。

【保護費】 基準により算定される最低生活費と収入額を比較して、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分を保護費として給付します。

8 自立支援給付制度

【窓口】障がい福祉課 TEL:641-1212 内線 580・589・590・621 FAX:632-7091

山形市指定特定相談支援事業所(P.65参照)

(1)自立支援給付制度とは

障がい者総合支援法では、障がいがある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しており、障がいがある方の状況に応じて各サービスを設定しています。そして、このサービスの利用に要した費用について公費で一定額を給付する仕組みとなっています。このサービスの利用に係る給付のことを「自立支援給付」といいます。

(2)自立支援給付制度の体系

福祉サービスに係る自立支援給付は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、地域への移行・定着のため相談等の支援を受ける場合の「地域相談支援給付」に大別することができ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

(サービスには期限の定めのあるものと、期限の定めのないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)は一定程度、可能となります。)

<福祉サービスに係る自立支援給付の体系>

	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行して、必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出の際の移動中の介護等を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、主として夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	サービスの名称	サービスの内容
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇成型、B型＝非雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用し、一般就労した障がい者の就労の継続のために、相談、指導、助言等の必要な支援を行います。
	自立生活援助	定期的な巡回や、通報を受けて行う訪問、相談等により、障がい者の状況を把握し、関係機関と連携調整等を行い、自立した日常生活を送るために、環境整備に必要な援助を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
地域相談支援給付	地域移行支援	施設に入所している人又は精神科病院に入院している人若しくは地域における生活に移行するために支援を必要とする人について、住居の確保などの地域生活に移行するために必要な相談等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身である人や家族の介護を受けられない人について、常時の連絡体制を確保し、その障がいにより生じた緊急の事態の場合等に必要な相談等を行います。

(3)計画相談支援

障がい者のより適切なサービスの利用に向けて、計画相談支援制度があります。この支援は、指定特定相談支援事業者（P.65）が実施し、障がい福祉サービスの利用者すべての方が支援対象となります。

※指定特定相談支援事業者とは

専門的な知識と資格を持った相談支援専門員が、障がい福祉サービス利用のサポートをします。相談支援に係る費用は全額公費負担となりますので、無料でご利用いただけます。

〈計画相談支援の主な内容〉

サービス 利用 支援	「サービス等利用計画案」の作成	障がい者の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、サービス等の種類及び内容などを記載した「サービス等利用計画案」を作成します。市では、この利用計画書案を勘案して、サービスの支給決定を行います。
	サービス事業者等との連絡調整	支給決定後、サービス事業者等との連絡調整などの便宜を図ります。
	「サービス等利用計画書」の作成	支給決定の内容に基づき、サービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。
継続 サービス 利用 支援	モニタリング	一定の期間ごとに、居宅訪問や面接などを行い、障がい者の生活実態と利用中のサービスが適正であるか検証します。
	サービス利用に係る調整等	モニタリングの結果、利用中のサービスが生活実態に即していない場合は、「サービス等利用計画」を変更するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、新たな支給決定又は支給決定の変更が必要な場合は、当該申請の勧奨を行います。

(4)支給決定までの流れ

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、次のような障がい者の状況を判断したうえで、支給決定を行います。

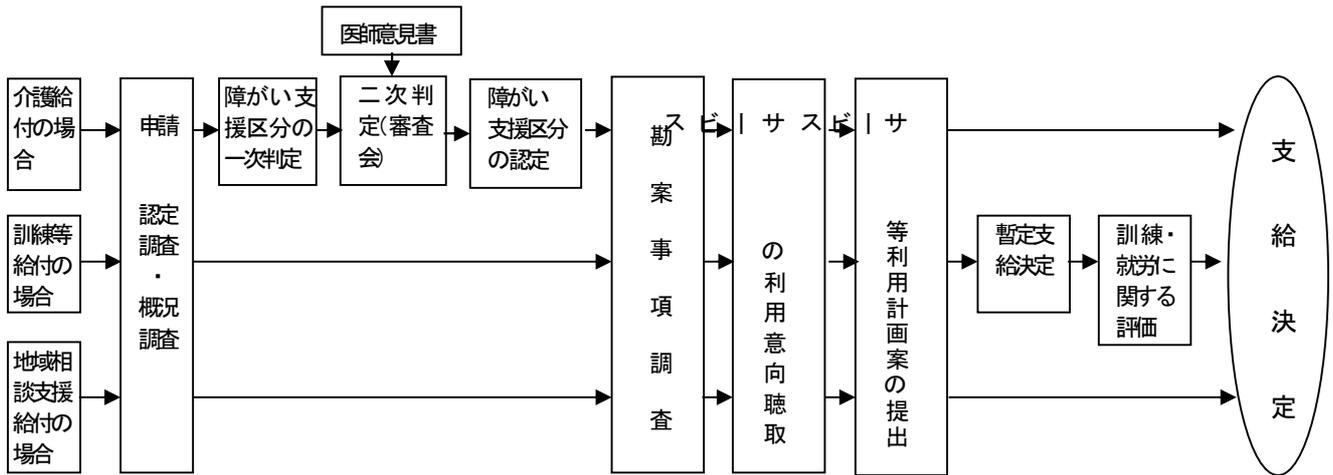
- ・障がい者の心身の状況(障がい支援区分[※])
- ・社会活動や介護者、居住等の状況
- ・サービス利用の意向
- ・訓練・就労に関する評価
- ・指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案

※障がい支援区分とは

障がい支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービス利用ができるよう導入されました。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、移動や動作等に関連する項目(12項目)、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)、意思疎通等に関連する項目(6項目)、行動障がいに関する項目(34項目)、特別な医療に関する項目(12項目)の計80項目の調査を行い、山形市障害支援区分判定審査会での総合的な判定を踏まえて山形市が認定します。

<支給決定までの流れの表>



介護給付を希望する場合

① 相談（指定特定相談支援事業者(P.65参照)へご相談ください。）



②利用申請



③認定調査・概況調査（心身の状況に関する80項目のアセスメント調査等）



④障害支援区分の一次判定



⑤障害支援区分の二次判定【審査会】【医師意見書】

※審査会は、障がい者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する委員で構成されます。



⑥障害支援区分の認定（介護給付では区分1から6までの認定が行われます。）



⑦勘案事項調査（地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況など）



⑧サービスの利用意向の聴取 ※必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。



⑨サービス等利用計画案の提出



⑩支給決定

訓練等給付を希望する場合

- ①相談（指定特定相談支援事業者(P.65参照)へご相談ください。）
- ↓
- ②利用申請
- ↓
- ③認定調査・概況調査（心身の状況に関する80項目のアセスメント調査等）
- ↓
- ④勘案事項調査（地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況など）
- ↓
- ⑤サービスの利用意向の聴取
- ↓
- ⑥サービス等利用計画案の提出
- ↓
- ⑦暫定支給決定
- ↓
- ⑧訓練・就労に関する評価
 - ・一定期間、サービスを利用し、
（i）本人の利用意思の確認、（ii）サービスが適切かどうかを確認
 - ・確認ができれば、評価項目にそった個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます。
 - ・必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。
- ↓
- ⑨支給決定

地域相談支援給付を希望する場合

- ①相談（指定特定相談支援事業者(P.65参照)へご相談ください。）
- ↓
- ②利用申請
- ↓
- ③認定調査・概況調査（心身の状況に関する80項目のアセスメント調査等）
- ↓
- ④勘案事項調査（地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況など）
- ↓
- ⑤サービスの利用意向の聴取
- ↓
- ⑥サービス等利用計画案の提出
- ↓
- ⑦支給決定

(5)利用者負担の仕組み

①月ごとの利用者負担には上限があります。

サービスに係る利用者負担は、基本的にサービス量に応じた10%の定率負担となりますが、所得に応じて、次のとおり月額負担上限額(一月における利用者負担の上限額)が設定されます。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、障がいのある方が18歳以上の場合は、本人とその配偶者のみ、18歳未満(施設入所の場合は18、19歳も含む。)の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

【障がい者(18歳以上)の場合】(施設に入所している18、19歳を除く。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※20歳以上の施設入所者、グループホーム利用者を除きます(注1)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【障がい児(18歳未満)の場合】(施設に入所している18、19歳を含む。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割額28万円未満) ※通所施設、ホームヘルプ利用の場合(入所施設利用の場合を除く。)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

②同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても4区分の月額負担上限額は同じです。

同じ世帯のなかで障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合及び補装具費の支給を受けた場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障がい福祉サービス等給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

例えば、一般2に該当する世帯で、本人とその配偶者の両方が障がい福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の負担の合計は、37,200円が上限となります。それぞれの方が、一旦、月額負担上限額までを支払っていただき、世帯合算で37,200円を超えた分が、償還払いにより支給されます。

該当する方には、年1回(3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。申請の際は、事業所に支払った領収書をご提出いただきますので、領収書は大切に保管してください。

③介護保険移行後の利用者負担について軽減措置が講じられます。

65歳に達する日前5年間引き続き「介護保険相当障がい福祉サービス」(※1)に係る支給決定を受けていた方で所得や障がい支援区分など一定の要件を満たす場合、介護保険移行後に利用した「障がい福祉相当介護保険サービス」(※2)分の利用者負担が新高額障がい福祉サービス等給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

該当する方には、年2回(9月・3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。申請の際は、事業所に支払った領収書をご提出いただきますので、領収書は大切に保管してください。

※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれない。)

④食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます。

通所施設の食事や、入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなります。

⑤グループホームの利用者に家賃助成が講じられます。

「生活保護」、「低所得」の場合、家賃の一部(上限 10,000 円)が補足給付されます。

⑥生活保護受給対象者にならないために利用料等の減額・免除を受けられます。

上記の負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合、生活保護へ移行することがないよう、自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

(6)留意事項

- ・ 希望するサービスが提供できない状況では、利用の決定ができない場合があります。
- ・ サービスの種類によっては同時に利用できないものがあります。
- ・ 介護保険制度が利用になれる方は、介護保険のサービスが優先されるため、利用できないサービスがあります。
- ・ 支給決定量を超えてサービスを利用した場合は、超えた分については全額自己負担となります。

9 地域生活支援事業

(1)地域生活支援事業とは

障害者総合支援法では、市町村の創意工夫により、障がいがある方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業の制度があります。

山形市及び山形県は、地域で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的な取り組みを行います。

(2)地域生活支援事業の内容

【山形市が行う事業】

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みの支援を行います。
相談支援事業	市が委託する相談支援事業所(相談支援センター)において、障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある方に対して、成年後見制度を利用する際の支援及び費用の補助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	在宅生活を営む上で、日常生活用具を必要とする障がいのある方に対して、給付又は貸与することにより、障がい者の日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	心身の障がいのために屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援(個別ヘルパー派遣、視覚障がい者ガイドヘルパー派遣等)を行います。 また、障がい児の学校送迎活動を支援します。
地域活動支援センター事業	市が委託した地域活動支援センターに、障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ることで、地域生活を支援します。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行います。

事業名		内 容
日常生活支援事業	訪問入浴サービス事業	居宅介護等の入浴介護を受けることができない重度の身体障がいがある方(障がい支援区分 3 以上)に、訪問による入浴サービスを提供します。
	障がい者自立支援訓練事業	福祉ホーム等に居住している重度の障がいがある方に、ケアグループによる介助サービスを提供します。
	生活訓練等事業	障がいのある方に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を行います。
	身体障がい者福祉センター事業	身体に障がいのある方を対象にした講座等を開催します。
	日中短期入所事業	居宅において介護者の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な障がいのある方について、施設等に短期間の入所を行い、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。ただし、宿泊を伴わないものに限りです。
	タイムケア事業	障がいのある中学生・高校生に対して、学校、施設等の授業等の終了後等において、活動の場を提供します。
	巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の児童及びその父母が集まる施設等を巡回し、当該施設等の支援を担当する職員及び当該施設に通所している児童の保護者に対して、障がいの早期発見及び早期対応のための助言等の支援を行います。
社会参加支援事業		障がいのある方を対象に、スポーツ教室開催等を行います。また、上肢・下肢・移動・体幹機能障がいの方の自動車運転免許取得費や自動車改造費への助成、車いすの使用に配慮した重度身体障がい者介護用車両改造費等への助成を行います。
専門性の高い相談支援事業 (※1)		発達障がい、高次脳機能障がいなど専門性の高い障がいについて、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(※1)		手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(※1)		手話通訳者・要約筆記者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行います。

※1山形県との共同設置になり、窓口は山形県になります。

【山形県が行う事業】

事業名	内 容
専門性の高い相談支援事業	発達障がい、高次脳機能障がいなど専門性の高い障がいについて、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	精神障がい者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。

※各事業の詳細な内容は、山形県のホームページをご参照ください。

10 児童に係る通所・入所給付制度

通所に関して

問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	589 ・ 590		

入所に関して

問合せ先	山形県中央児童相談所
TEL	627-1195

(1) 児童に係る通所・入所給付制度とは

児童福祉法では、心身に障がいのある児童の療育を支援するため、施設への通所や入所をするサービスを設定しています。そして、このサービスの利用に要した費用について、公費で一定額を負担する仕組みとなっています。このサービスの利用に係る給付のことを「障がい児通所給付」、「障がい児入所給付」といいます。

(2) 給付の対象となる障がい児とは

身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)、または難病に罹患している18歳未満の児童です。障がい者手帳の有無は問いません。

(3) 児童に係る通所・入所給付制度の体系

	サービスの名称	サービスの内容
障 が い 児 通 所 給 付	児童発達支援 (対象:未就学児)	通所サービス事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援 (対象:未就学児)	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に、医療機関で児童発達支援に係るサービスの内容にあわせて、治療を行います。
	放課後等デイサービス (対象:就学している児童・生徒)	学校に就学している児童につき、授業の終了後又は休業日に、施設において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援 (対象:保育所・学校等に在籍している児童)	保育所等に通う児童につき、その保育所等に訪問し、その保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援 (対象:未就学児、就学している児童・生徒)	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
入 所 が 給 付 児	障がい児入所支援(※)	施設に入所し、又は医療機関に入院する児童に、日常生活の指導、知識技能の付与を行うとともに、その必要な児童に対して治療を行います。

※障がい児入所給付については、山形県中央児童相談所にお問い合わせください。

(4)サービス利用までの流れ(障がい児通所給付)

- ①相談 (指定障がい児相談支援事業者^(※1)(P.65参照)へご相談ください。)
↓ サービス利用に関する情報のほか、あっせん・調整及び事業所への要請等を行います。
- ②利用申請
↓
- ③調査 (心身の状況や地域生活、保育所・学校等、日中活動、介護者、居住状況などについて相談支援専門員が家庭に訪問し、家族の就労状況、住居の環境、障がい者手帳所持状況、特別児童扶養手当受給状況、医師の診断の有無、乳幼児健診や就学時健診での指摘の有無、などを伺います。)
↓
- ④サービスの利用意向の聞き取り(利用希望の事業所、希望日数など)
↓
- ⑤サービス等利用計画案の提出(指定障がい児相談支援事業者が作成します。)
↓
- ⑥支給決定(審査の結果、支給が決定されると、市から受給者証が交付されます。)
↓
- ⑦指定事業者との契約(受給者証を提示してください。)
↓
- ⑧サービスのご利用
↓
- ⑨ご利用料金の支払い
↓
- ⑩モニタリング(指定障がい児相談支援事業者から一定の期間ごとに、居宅訪問や面接などを行い、障がい児の生活実態と利用中のサービスが適正であるか検証します。)
↓
- ⑪継続サービス利用申請 (モニタリングの結果、利用中のサービスが生活実態に即していない場合は、「サービス等利用計画」を変更するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、新たな支給決定又は支給決定の変更が必要な場合は、その申請の勧奨を行います。)

※1 指定障がい児相談支援事業者とは

専門的な知識と資格を持った相談支援専門員が、障がい児通所給付に係るサービスの利用をサポートします。相談支援に係る費用は全額公費負担となりますので、無料でご利用いただけます。

(5)利用者負担の仕組み

①月ごとの利用者負担には上限があります。

利用者負担については、基本的にサービス量に応じた10%の定率負担となりますが、所得に応じた月額上限の設定により、次表のように4区分に決定されます。詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

※ただし保護者及びその配偶者が障がい福祉サービスを利用されている場合は、保護者及びその配偶者のみの所得で判断します。詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円(注)未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※利用者負担は、原則サービス費用の10%ですが、世帯の課税状況や「多子軽減措置」の適用により、第2子は5%、第3子以降は無償となる制度があります。

※3歳になって最初の4月1日から小学校入学前までの3年間、児童発達支援等の利用者負担が無償となります。詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

②同一世帯で複数の利用者がある場合等は、申請により自己負担額が戻ります。

同じ世帯のなかでサービスを利用する児童が複数いる場合等でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障がい児通所給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

例えば、区分「一般2」の世帯で、複数の児童がサービスを利用する場合であっても、世帯全体の定率負担の合計は、37,200円が上限となります。それぞれの方が、一旦、月額負担上限額までを支払っていただき、世帯合算で37,200円を超えた分が、償還払いにより支給されます。該当する方には、年2回(9月・3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。

(6)留意事項

- ・希望するサービスが提供できない状況では、利用の決定ができない場合があります。
- ・支給決定量を超えてサービスを利用した場合は、超えた分については全額自己負担となります。

11 その他

(1) 家族連合会・地域家族会・病院家族会

偏見の是正や生活と福祉の向上を目的に、定例会等で家族同士の交流を図っています。

団体名	住所	TEL	備考
山形県精神保健福祉会連合会	山形市宮町2-4-58	080-7328-7526	山福連(やまふくれん)
山形地区精神保健福祉家族会	山形市緑町2-3-6	023-622-6060	こまくさ会
山形さくら町病院家族会	山形市桜町2-75	023-631-2315	すずらんの会

(2) 精神障がい者等の福祉団体・自助グループ

精神障がい者の福祉の向上を図り、当事者同士が学び活動する場です。詳細は各団体等へお問合せください。

【団体・連合会】

団体名	住所	TEL	備考
山形県精神障がい者団体連合会(県精連)	山形市城南町2-4-25	023-647-4266	地域活動支援センター 一おーる内
山形県精神保健福祉士協会	山形市桜町2-75	023-631-2315	
山形県精神保健福祉協会	山形市小白川町2-3-30	023-624-1217	

【自助グループ】

	団体名	会場	TEL	備考
ル コル ア	AA かじょうグループ	山形市城西町2-2-22 山形市総合福祉センター	022-276-5210(代) AA 東北セントラルオフィス	月曜日: お酒をやめたい人 水曜日: 関心のある人誰でも
	AA 女性ミーティング	山形市香澄町2-11-15 カトリック山形教会		第3土曜日: お酒をやめたい女性
	AA山形グループ	山形市元木3-4-8 元木公民館		木曜日: お酒をやめたい人 日曜日: 関心のある人誰でも
	山形紅花断酒会	山形市小荷駄町7-110 南部公民館	023-632-8935 (茅野方)	第1・2・4日曜日: 19時30分~21時 家族会は第2日曜日: 13時~15時
	こまくさ会			女性の方が対象
ルブンヤギ	GA 山形グループ	山形市城西町2-2-22 山形市総合福祉センター	090-2972-2813 (繋がらないときは折り返し電話します)	対象者: 本人 日曜日・水曜日 ※開催状況についてはGAホームページをご確認ください。
	ギヤマノン山形		03-6659-4879	対象者: 家族等 電話対応時間: 毎週月曜日・木曜日 10時~12時(祝日も対応、年末年始を除く) ※開催状況についてはギヤマノンホームページをご確認ください。

12 参考資料

(1)特別障がい者手当の対象基準

次の(ア)~(オ)のいずれかに該当する方

(ア)別表1の障がい重複している方

別表1

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいの有するもの、又は両上肢の全ての指を欠くもの、若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
4	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
6	※2 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	※3 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のものをいう。

「一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

※2 内部機能障がい1級等

※3 精神障がいの場合(日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの)

知的障がいの場合(IQ が概ね 20 以下に相当するもの)

(イ)別表1の障がい1つあり、さらに別表2の障がい2つ以上重複している方

別表2

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの、又は一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障がいを有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの、又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は一上肢の全ての指を欠くもの、若しくは上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したもの、又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも
11	※2 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいう。

「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

※2 精神障がいの場合(日常生活において常時介護を必要とする程度のも)

知的障がいの場合(IQ が概ね 35 以下に相当するもの)

(ウ)別表1の3から5までのいずれか一つの障がいを有し、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの

(エ)内部障がい(心臓、肝臓、呼吸器等)の方で、絶対安静の方

(オ)精神障がい又は知的障がいの方で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められるもの

(2)障がい児福祉手当の対象基準

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿の2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	※2 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.02 以下のものをいう。

※2 精神障がいの場合(日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 20 以下に相当するもの)

(3)特別児童扶養手当の対象基準

次のいずれかに該当する方

1級該当

1	※1 (1)両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの (2)一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの (3)ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの (4)自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
6	両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
7	両下肢の足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のものをいう。

「一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

2級該当

1	※1 (1)両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの (2)一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの (3)ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの (4)自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障がいをもつもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障がいをもつもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをもつもの
8	一上肢の機能に著しい障がいをもつもの
9	一上肢の全ての指を欠くもの
10	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
11	両下肢の全ての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障がいをもつもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいう。

「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

(4) 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当の所得制限の限度額表

(単位:円)

	扶養親族等の数	特別障がい者手当 障がい児福祉手当		特別児童扶養手当	
		本人	配偶者及び扶養義務者	本人	配偶者及び扶養義務者
令和3年分	0	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000

(注) 1 上記表中の「本人」とは、障がい児福祉手当・特別障がい者手当にあつては、障がい認定を受ける方。特別児童扶養手当にあつては、障がい認定を受ける児童を監護する父母のいずれか所得の高い方または養育者をいいます。

2 扶養義務者は、本人とその配偶者を除く同居家族の中で、最も所得の高い方となります。

3 令和3年分においては、所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある方についての所得限度額は、上記表中の所得額に次の額を加算した額とします。

(1)本人の場合

①70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき25万円

(2)配偶者及び扶養義務者

老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

4 表中の所得限度額と対比する本人、配偶者、扶養義務者の所得額からは、障がい者控除、配偶者特別控除など、別途控除することが認められているものがあります。

(5) 市有施設使用料等減免施設の一覧

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
1	漆山やすらぎ荘(老人福祉センター)	山形市大字漆山字月山堂818番地	023-686-5567(TEL) 023-686-5567(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名の入浴料が無料
2	黒沢いこい荘(老人福祉センター)	山形市大字黒沢字中川原541番地	023-688-9060(TEL) 023-689-0559(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名の入浴料が無料
3	大曾根さわやか荘(老人福祉センター)	山形市並柳47番地	023-644-0016(TEL) 023-645-5277(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名の入浴料が無料
4	山形国際交流プラザ (山形ビッグウイング)	山形市平久保100番地	023-635-3100(TEL) 023-635-3030(FAX)	障がい者福祉の増進の目的で障がい者団体が主催し、障がい者が参加する会議、研修等でプラザを使用する場合、使用料の半額を減免
5	山寺芭蕉記念館	山形市大字山寺字南院4223	023-695-2221(TEL) 023-695-2552(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料
6	清風荘	山形市東原町二丁目16-7	023-622-3690(TEL) 023-622-3690(FAX)	使用者の半数以上が身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者、精神障がい者の各手帳の交付を受けている者である場合は、料金の50%を減額する。但し、営利を目的とする場合を除く
7	やまがたクリエイティブシティセンター Q1(交流ルーム)	山形市本町一丁目5-19	023-615-8099(TEL) 023-615-8098(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした行事で使用する場合、交流ルームの使用料が50%減額
8	山形市民会館	山形市香澄町二丁目9-45	023-642-3121(TEL) 023-642-3124(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした集会等で使用するときは、50%減額。ただし、500円を超える入場料徴収する場合を除く。
9	山形市野草園	山形市大字神尾832番地の3	023-634-4120(TEL) 023-634-4121(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料
10	総合福祉センター(入浴施設)	山形市城西町二丁目2-22	023-645-9230(TEL)	・一般浴場の場合、入浴前に手帳の提示で身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料 ・障がい者用浴室の場合、障がい者手帳所持者で一般浴室への入浴が困難な山形市民が無料で利用できます。
11	総合福祉センター(体育ホール)	山形市城西町二丁目2-22	023-645-9230(TEL)	専用使用料全額免除(障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合)

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
12	山形市立第一小学校 屋内プール	山形市本町一丁目5番24号	023-622-0678(TEL)	個人の場合 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料 団体の場合(コース専用使用) 「障がい者の福祉の増進に資するもの」の場合、全額免除。
13	べにっこひろば	山形市樋越22番地	023-674-0220(TEL) 023-674-0221(FAX)	障がい者がおおむね半数を超える団体が「あそびの大ホール」等を専用使用する際の使用料減免
14	シェルターインクルーシブプレイス コパル(南部児童遊戯施設)	山形市大字片谷地580-1	023-676-9876(TEL) 023-676-9878(FAX)	障がい者がおおむね半数を超える団体が体育館を専用使用する際の使用料減免
15	総合スポーツセンター	山形市落合町1番地	023-625-2288(TEL) 023-625-2285(FAX) きらやかスタジアム (野球場) 023-687-1789(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
16	南部体育館	山形市小荷駄町7-110	023-641-6705(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
17	福祉体育館	山形市小白川町二丁目3-33	023-635-1771(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
18	江南体育館	山形市江南一丁目1-27	023-684-4296(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
19	蔵王体育館	山形市蔵王温泉字上の台103	023-694-9876(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
20	沼の辺体育館	山形市沼の辺町4-33	総合スポーツセンター 事務局 023-625-2288(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
21	弓道場	山形市霞城町1-6 (霞城公園内)	総合スポーツセンター 事務局 023-625-2288(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
22	北市民プール	山形市松町三丁目10-1	023-684-8265(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
23	みなみ市民プール	山形市南一番町8-5	023-622-4990(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
24	南石関グラウンド・ゴルフ場	山形市南石関57-1	023-647-4175(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
25	コンフォート ヤマガタ グラウンド・ゴルフ場 (山形市グラウンド・ゴルフ場)	山形市樋越51-1	023-684-9870(TEL) 023-684-9871(FAX)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
26	ネッツえがおフィールド (山形市あかねヶ丘陸上競技場)	山形市あかねヶ丘二丁目4	023-644-4850(TEL) 023-664-0544(FAX)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
27	流通センター野球場	山形市流通センター二丁目1	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
28	流通センター庭球場	山形市流通センター四丁目2	023-625-2630(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
29	鑄物町運動広場	山形市鑄物町24	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
30	鑄物町庭球場	山形市鑄物町24	023-625-2630(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
31	西部運動広場	山形市大字沼木字新田948	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
32	西部庭球場	山形市大字沼木字新田948	023-625-2630(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
33	立谷川運動広場	山形市立谷川二丁目959	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
33	球技場	山形市薬師町二丁目22-72	023-674-7096(TEL) 023-674-7097(FAX)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
34	山形市馬見ヶ崎プール	山形市小白川町川原1237	023-633-8989(TEL) 023-633-8990(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料

(6) 自立支援給付費に係るサービス事業所一覧 (R4.12.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容をご覧いただけます。

※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

※障がい児(18歳未満)が使える事業所も含む。

1 居宅介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ニチイケアセンター山形	990-2483	山形市上町三丁目12番6号	023-647-1951
ニチイケアセンター山形中央	990-0832	山形市城西町四丁目18番30号	023-647-7366
ニチイケアセンター山形五十鈴	990-0061	山形市五十鈴二丁目2番68号	023-626-4455
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町一丁目9番17号	023-644-4875
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-9177
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
せんじゅ在宅サービス	990-2462	山形市深町一丁目2番5号	023-673-0512
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	023-645-7311
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮四丁目1-1	023-646-0772
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5番15号	023-647-5553
SOMPOケア 山形桜田 訪問介護	990-2321	山形市桜田西四丁目17番1号 桜田悠々館2階D号室	023-629-8351
SOMPOケア 山形あかねヶ丘 訪問介護	990-2481	山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗2階	023-647-6540
セントケア山形	990-0031	山形市十日町三丁目6番43号 ホウユウキャピタル1F	023-615-1014
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882
医心館 訪問介護ステーション 山形	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目10番25号	023-666-5380
ニチイケアセンター江俣	990-0861	山形市江俣四丁目20番17号 サンセットアベニュー1階101号室	023-616-6558
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号 コーポ青柳102号室	023-627-6233
訪問介護ステーション えがお	990-0057	山形市宮町一丁目7番1号	023-664-0775
ホームケア土屋 山形	990-0825	山形市城北町二丁目10-9	050-3138-5872
あすなる訪問介護事業所	990-0813	山形市松町二丁目7番35号	023-664-3914
医心館 訪問介護ステーション 山形Ⅱ	990-2445	山形市南栄町二丁目14番2号	023-664-2062
訪問介護アイラ	990-2402	山形市小立四丁目20番3号 アルファA101号室	023-666-4943
訪問介護事業所てらす	990-2331	山形市飯田西四丁目12番8号	023-616-3303

2 重度訪問介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ニチイケアセンター山形五十鈴	990-0061	山形市五十鈴二丁目2番68号	023-626-4455
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町一丁目9番17号	023-644-4875
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-9177
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
せんじゅ在宅サービス	990-2462	山形市深町一丁目2番5号	023-673-0512
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	023-645-7311
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮四丁目1-1	023-646-0772
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5番15号	023-647-5553
SOMPOケア 山形桜田 訪問介護	990-2321	山形市桜田西四丁目17番1号 桜田悠々館2階D号室	023-629-8351
SOMPOケア 山形あかねヶ丘 訪問介護	990-2481	山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗2階	023-647-6540
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882
医心館 訪問介護ステーション 山形	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目10番25号	023-666-5380
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号 コーポ青柳102号室	023-627-6233
訪問介護ステーション えがお	990-0057	山形市宮町一丁目7番1号	023-664-0775
ホームケア土屋 山形	990-0825	山形市城北町二丁目10-9	050-3138-5872
あすなろ訪問介護事業所	990-0813	山形市桧町二丁目7番35号	023-664-3914
医心館 訪問介護ステーション 山形Ⅱ	990-2445	山形市南栄町二丁目14番2号	023-664-2062
訪問介護アイラ	990-2402	山形市小立四丁目20番3号 アルファA101号室	023-666-4943

3 同行援護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-9177
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
あすなろ訪問介護事業所	990-0813	山形市桧町二丁目7番35号	023-664-3914

4 行動援護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-9177

5 療養介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
独立行政法人国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126-2	023-684-5566

6 生活介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
デイサポートちとせんぼ	990-0811	山形市長町三丁目1-49	023-674-0437
障害者支援施設 向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
デイサポート たんぼぼ工房	990-2483	山形市上町四丁目7番29号	023-646-2510
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132
指定障害福祉サービス ワーク・ポケット	990-0035	山形市小荷駄町8番34号	023-624-0720
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
障がい者支援施設すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
多機能型事業所 夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
障がい福祉サービス事業所 のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
山形県ワークショップ明星園	990-0811	山形市長町728番地の2	023-684-3781
まある	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-666-8382
デイサポート にじいろ	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-687-1144
恵光園	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地2	023-688-3531
あゆみケアセンター生活介護事業所	990-0062	山形市鈴川町三丁目1番25号	023-674-9031
ビッグちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
共生型生活介護くつろぎ	990-2453	山形市若宮四丁目1番1号	023-646-0772
あじさい館(あかねヶ丘)	990-2481	山形市あかねヶ丘三丁目3番1号	023-673-0292

7 短期入所

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者短期入所事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
指定短期入所事業所すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727-47	023-643-6160
独立行政法人国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126-2	023-684-5566
向陽園ショートステイサービス	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
あすなろショートステイサービス	990-0811	山形市長町三丁目1番43号	023-681-7773
こまくさ荘短期入所事業所	990-2305	山形市蔵王半郷字戸苅田302番地	023-665-0023
第1ほのぼの荘	990-2321	山形市桜田西一丁目17-5	023-633-1903
ショートステイサービス月のひかり	990-2331	山形市飯田西四丁目3番2号	023-665-5385
ショートステイサービス心音	990-2316	山形市大字片谷地122番地17	023-674-8141
山形県リハビリセンター 短期入所事業	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
第2ほのぼの荘	990-2342	山形市大字門伝986番地3	023-666-6061
ワークショップ明星園短期入所事業所	990-0073	山形市大野目三丁目3番39号	023-616-4177
指定短期入所事業所こもれび	990-2422	山形市中桜田二丁目6番8号	023-616-5037

8 宿泊型自立訓練

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
蔵王通勤寮	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地2	023-688-3531
自立訓練(生活訓練)むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

9 自立訓練(生活訓練)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
自立訓練(生活訓練)むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

10 就労移行支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労移行支援事業 山形コロニー就労サポートセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-7335
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
チャレンジドジャパン山形センター	990-0039	山形市香澄町一丁目3番15号 山形むらきさわビル6階	023-674-8971
ディーキャリア山形オフィス	990-0043	山形市本町一丁目4番27号 セントラル山形ビル8階	023-616-4111

11 就労継続支援A型

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労継続支援事業A型山形福祉工場	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-1136
株式会社山形包徳福祉事業部	990-0823	山形市下条町二丁目1番4号	023-674-0877
多機能型就労支援事業所エコファームもとさわ	990-2363	山形市大字長谷堂字湯向山4158番地	023-688-5883
蔵王の恵農場	990-0021	山形市小白川町五丁目13番24号	023-674-9111
就労継続支援A型 せいてん	990-0886	山形市嶋南三丁目5番1号	080-4511-6103
self-A・ハニービー山形	990-0039	山形市香澄町二丁目2番41号 柿崎ビル4F	023-633-6333

12 就労継続支援B型

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
サポートスクエアぱおぱお	990-0052	山形市円応寺町7番10号	023-625-3855
指定障害福祉サービス事業所ハーモニィ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575
ひなぎくアルファー(城南町事業所)	990-0827	山形市城南町一丁目3番22号	023-645-8766
ひなぎくアルファー(十日町事業所)	990-0031	山形市十日町三丁目3番14号	023-633-3974
障害福祉サービス事業所未知 (クリエイティブハウス未知事業所)	990-2493	山形市美畑町12-30	023-633-3181
障害福祉サービス事業所未知 (グループ未知事業所)	990-2433	山形市鳥居ヶ丘15番3号	023-633-9387
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132
メディアかがやき	990-0022	山形市東山形一丁目5番16号	023-633-3192
就労継続支援事業B型 山形県コロニーセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-622-9755
みちの屋台こんにやく道場	990-2494	山形市末広町2番6号	023-673-9494
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
多機能型事業所 夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
障がい福祉サービス事業所 のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
山形県ワークショップ明星園	990-0811	山形市長町728番地の2	023-684-3781
就労継続支援事業所ステップアップ霞城	990-0045	山形市桜町3番37号	023-615-1077
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
きら夢	990-0024	山形市あさひ町1番26号	023-679-3231
就労継続支援事業所たいよう	990-2445	山形市南栄町一丁目1番70号	023-633-2583
株式会社山形包徳福祉事業部	990-0823	山形市下条町二丁目1番4号	023-674-0877
蔵王の恵農場	990-0021	山形市小白川町五丁目13番24号	023-674-9111
デイサポートセンター じゃんぷ	990-2423	山形市東青田二丁目8番13号	023-665-0036
ビバウェーブ 美畑店	990-2493	山形市美畑町12番27号 南栄ビル2F	023-676-7177
公德会若宮就労支援センター	990-2451	山形市吉原二丁目15番8号	023-674-8295
ビバウェーブ 山形駅前店	990-0038	山形市幸町6番1号 デーシーエス山形ビル4F	023-679-4303
ミライフーム	990-0863	山形市江南二丁目9番13号	023-664-2345

13 就労定着支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労定着支援事業 山形コロニー就労サポートセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-7365
障がい福祉サービス事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
チャレンジドジャパン山形センター	990-0039	山形市香澄町一丁目3番15号 山形むらきさわビル6階	023-674-8971
ディーキャリア山形オフィス	990-0043	山形市本町一丁目4番27号 セントラル山形ビル8階	023-616-4111

14 施設入所支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設 向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
障害者支援施設いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
障がい者支援施設すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722

15 自立生活援助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
自立生活援助事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765

16 共同生活援助(包括型)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
グループホーム支援センター心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-647-8141
ワークショップ明星園共同生活事業所	990-0073	山形市大野目三丁目3番39号	023-616-4177
グループホーム支援センター向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂4687番地	023-688-5883
グループホーム支援センターみらい	990-0811	山形市長町三丁目1番49号	023-687-1300
ほのぼの荘	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
グループホーム 江南	990-0863	山形市江南二丁目10番4号	070-5620-8610
障がい福祉サービス事業所のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
障がい者グループホーム しゃるどね	990-2463	山形市富の中三丁目4番17-13号	023-616-4181
わんらいふ山形駅西口壱番館	990-0047	山形市城南町三丁目4番26-1号	023-676-8752
アウル障害福祉グループ東北	990-2433	山形市鳥居ヶ丘12番13号	090-1372-2429
グループホーム五日町BASE	990-0829	山形市五日町9番25号	090-7704-3299
グループホームこころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882

17 外部サービス利用型共同生活援助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ざおう荘	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
指定共同生活援助事業所蔵王	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
青柳の里	990-2212	山形市上柳25-1番地	023-686-6444
グループホームすずらん寮	990-2445	山形市南栄町一丁目1番70号	023-631-2315
山形県コロニーセンター共同生活援助事業所	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-622-9755
グループホーム ことの葉	990-0045	山形市桜町3番37号	023-631-2315
障がい福祉サービス事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
グループホームひまわり	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132

18 日中サービス支援型共同生活援助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
指定共同生活援助事業所こもれび	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531

(7)障がい児通所給付費に係るサービス事業所一覧 (R4.12.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容をご覧いただけます。

※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

1 児童発達支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
こまくさ学園	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
指定児童発達支援事業ひよこ教室	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
音楽なかまプリモ(音楽なかまアンジェリ)	990-0025	山形市あこや町一丁目4番4号	023-679-4045
まなびのへやバンビーナ吉原	990-2453	山形市若宮四丁目5番11号	023-664-1735
セカンドハウス彩祐結 嶋南の家	990-0886	山形市嶋南三丁目4番3号	023-665-0307
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形錦町校	990-0056	山形市錦町11番12号	023-674-0300
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形南栄校	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号	023-674-6577
児童発達支援教室 ドレミ	990-0810	山形市馬見ヶ崎二丁目3番20号	023-679-5705
リトルちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目17番6号	023-666-7499
ほっぷ	990-2484	山形市籠田一丁目2番29号	023-687-0700
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形松波校	990-0023	山形市松波二丁目5番17号 オフィス田代 2階	023-666-3344
アートチャイルドケアSEDスクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027
ことばのデイルーム奏	990-2451	山形市吉原三丁目1番5号	023-673-9681
キッズサポート ていーだ	990-0062	山形市鈴川町三丁目4番8号	023-679-5939
アバンツアーレスポーツやまがた 第2	990-0023	山形市松波四丁目2番19号	023-666-6157
子ども発達支援ルームおれんじ学園やまがた	990-0034	山形市東原町三丁目4番8号	023-673-9388
アーチ鈴川	990-0067	山形市花楸一丁目21番8号	023-666-5392
こどもリハビリデイサービスゆめ希	990-0810	山形市馬見ヶ崎三丁目21番11号	023-676-8607

2 居宅訪問型児童発達支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403

3 放課後等デイサービス

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
指定放課後等デイサービス風の子	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
放課後くらぶ・ぐ〜	990-2492	山形市鉄砲町三丁目1番31号	023-624-4131
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
音楽なかまプリモ	990-0025	山形市あこや町一丁目4番4号	023-679-4045
セカンドハウス彩祐結 嶋南の家	990-0886	山形市嶋南三丁目4番3号	023-665-0307
ワクワクひろば泉	990-0068	山形市泉町5-20	023-622-8912
山形地域福祉事業所 陽だまりクラブ	990-2493	山形市美畑町11-28	023-622-4775
セカンドハウス彩祐結 江南の家	990-0863	山形市江南四丁目2番14号	023-674-6646
放課後等デイサービス山形コロニー シード	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-665-1414
POCCOやまがた かじょう	990-0825	山形市城北町一丁目9番7号	023-647-6550
児童デイサービス月のひかり	990-2331	山形市飯田西四丁目3番2号	023-665-5385
まなびのへやバンビーナ松原	990-2313	山形市大字松原800番地5	023-674-6105
Harmony山形	990-0066	山形市印役町四丁目2番18号	023-673-9795
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形錦町校	990-0056	山形市錦町11番12号	023-674-0300
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形南栄校	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号	023-674-6577
児童発達支援教室 ドレミ	990-0810	山形市馬見ヶ崎二丁目3番20号	023-679-5705
アバンツアーレスポーツやまがた	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目7番23号	023-666-6157
ちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
リトルちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目17番6号	023-666-7499
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形松波校	990-0023	山形市松波二丁目5番17号 オフィス田代 2階	023-666-3344
すこやか子ども教室	990-0021	山形市小白川町五丁目4番14号	023-664-1372
放課後等デイサービス Beすまいる	990-2481	山形市あかねヶ丘一丁目17番13号	023-615-9315
らいとはうす山形	990-2423	山形市東青田一丁目12番8号	023-616-4537
アートチャイルドケアSEDスクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027
ことばのデイルーム奏	990-2451	山形市吉原三丁目1番5号	023-673-9681
キッズサポート ていーだ	990-0062	山形市鈴川町三丁目4番8号	023-679-5939
放課後等デイサービス ハートテラス山形	990-0042	山形市七日町三丁目4番9号 2F	023-666-6537
アバンツアーレスポーツやまがた 第2	990-0023	山形市松波四丁目2番19号	023-666-6157
子ども発達支援ルームおれんじ学園やまがた	990-0034	山形市東原町三丁目4番8号	023-673-9388
アーチ鈴川	990-0067	山形市花楸一丁目21番8号	023-666-5392
ミライスクール深町校	990-2462	山形市深町一丁目2番5号 1階	023-616-7840
こどもリハビリデイサービスゆめ希	990-0810	山形市馬見ヶ崎三丁目21番11号	023-676-8607

4 保育所等訪問支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
ミライスクール深町校	990-2462	山形市深町一丁目2番5号 1階	023-616-7840
子ども発達支援ルームおれんじ学園やまがた	990-0034	山形市東原町三丁目4番8号	023-673-9388

(8)相談支援事業所一覧 (R4.12.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容をご覧いただけます。 ※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

1 障がい者(指定特定相談支援事業者)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センター おーる	990-0827	山形市城南町二丁目4番25号	023-647-4266
向陽園地域生活支援センター心音	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-679-3244
山形コロニー相談支援センター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-2626
ゆあーず	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-666-8381
山形市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-646-5660
相談支援事業所まんさく	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
サポートセンター ハーモニイ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
障がい者相談支援センター すげさわの丘「ふらっと」	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
相談支援事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
障害者相談支援事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-666-6083
ワクワク相談支援事業所	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
相談支援事業所ちやお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
そうだんのへやバンビーナ	990-2453	山形市若宮四丁目5番11号	070-1273-7796
相談支援事業所かけはし	990-2483	山形市上町一丁目8番17号303号室	023-666-4154
相談支援事業所むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

2 障がい児(指定障がい児相談支援事業者)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センター おーる	990-0827	山形市城南町二丁目4番25号	023-647-4266
向陽園地域生活支援センター心音	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-679-3244
山形コロニー相談支援センター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-2626
ゆあーず	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-666-8381
山形市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-646-5660
相談支援事業所まんさく	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
相談支援センター 彩祐結	990-0886	山形市嶋南三丁目4番32号	023-665-0308
障がい者相談支援センター すげさわの丘「ふらっと」	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障害者相談支援事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-666-6083
相談支援事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
ワクワク相談支援事業所	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
相談支援事業所ちやお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
そうだんのへやバンビーナ	990-2453	山形市若宮四丁目5番11号	070-1273-7796

相談支援事業所かけはし	990-2483	山形市上町一丁目8番17号303号室	023-666-4154
-------------	----------	--------------------	--------------

(9)地域生活支援事業登録・指定事業所一覧 (R4.12.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、事業所ごとのより詳しい内容がご覧いただけます。
※障がい児(18歳未満)が使える事業所も含む。

1 移動支援(個別支援)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会障害者移動支援事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町一丁目9番17号	644-4875
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	647-7266
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	679-4221
ニチイケアセンター山形	990-2483	山形市上町三丁目12番6号	647-1951
ニチイケアセンター山形中央	990-0832	山形市城西町四丁目18番30号	647-7366
みずき介護サービス	991-0004	寒河江市西根北町3-12	0237-85-0763
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	635-8511
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5番15号 エルエスペランス104号	647-5553
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	679-4221
特定非営利活動法人福祉グループコアアヤマがた県央	994-0026	天童市東本町3-2-45	651-8038
SOMPOケア山形あかねヶ丘訪問介護	990-2481	山形市あかねヶ丘一丁目2番33号	647-6540
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮四丁目1番1号	646-0772
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号	627-6233
ニチイケアセンター江俣	990-0861	山形市江俣四丁目20番17号 サンセットアベニュー1階 101号室	616-6558
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	687-1882

2 移動支援(日中活動サービス)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
虹のネットワーク	990-2404	山形市大字八森126-5	625-3488
さんさんくらぶ	990-2483	山形市上町一丁目12番15号	645-7108
プチLIFEサポート	990-2332	山形市飯田三丁目2番12号	600-2600

3 地域活動支援センター事業

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センターおーる	990-0827	山形市城南町2-4-25	647-4266
ゆきわり工房「青柳の里」	990-2212	山形市上柳25-1	686-6444
地域活動支援センターほっとステーション	990-0066	山形市印役町1-2-38 リバーサイドアメニティ2F	665-1861
地域活動支援センター未知	990-2433	山形市鳥居ヶ丘15-3	633-9387

4 障がい者自立支援訓練

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形県立ふれあいの家	990-0811	山形市長町二丁目10番20号	681-0002

5 訪問入浴サービス

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会 障害者訪問入浴サービス事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	645-9232
株式会社あつがるケアサービス	990-2482	山形市久保田一丁目7番7号	622-1199
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	635-8511
アサヒサンクリーン在宅介護センター山形	990-2481	山形市あかねヶ丘三丁目1番8号	644-0668
ほほえみ入浴サービス	994-0068	天童市大字高嶺字金谷1862	655-5303
SOMPOケア山形陣場訪問入浴	990-0864	山形市陣場二丁目11番28号	682-1031
株式会社福祉のひろば 天童営業所	994-0024	天童市鎌田一丁目6番52号	651-2751
訪問入浴つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	615-8610

6 生活訓練等

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
虹のネットワーク	990-2404	山形市大字八森126-5	625-3488
さんさんくらぶ	990-2483	山形市上町一丁目12番15号	645-7108
プチLIFEサポート	990-2332	山形市飯田三丁目2番12号	600-2600
音楽サロン リナッシェ	990-0025	山形市あこや町一丁目4番4号	679-4045

7 日中短期入所

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
日中短期入所事業所すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727-47	643-6160
向陽園ショートステイサービス	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687	688-5883
夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924	689-9033
のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3-1	624-4825
社会福祉法人牧人会 山形育成園	999-3103	上山市金谷字金ヶ瀬1111	673-2575
日中短期入所事業所 恵光園	990-2305	山形市蔵王半郷1366-2	688-3531
独立行政法人国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126-2	684-5566
山形ひかり学園	999-3103	上山市金谷字金ヶ瀬1111	672-2377
山形県立こども医療療育センター	999-3145	上山市河崎三丁目7番1号	673-3366
山形県立やまなみ学園	999-0033	長井市今泉1812	0238-88-9311
山形県立鳥海学園	999-8437	飽海郡遊佐町藤崎字茂森14-178	0234-75-3334
山形県立最上学園	996-0051	新庄市松本55-1	0233-22-1559

8 タイムケア(児童のみ)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ハーモニイ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	647-5575
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26-27	633-1903
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	644-1132

このしおりについてのお問い合わせ先

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市役所 福祉推進部 障がい福祉課

TEL:023(641)1212

内線580・621・589・590・549・550

FAX:023(632)7091